

富谷市総合計画

後期基本計画（案）

目 次

はじめに

第1 後期基本計画策定の趣旨と市を取り巻く課題

1. 富谷市総合計画・後期基本計画策定の趣旨	2
2. 富谷市総合計画・前期基本計画の取組	3
3. 市の現状と将来	4
4. SDGs（持続可能な開発目標）の推進	6
5. 人口フレーム「目標人口」	7

第2 総合計画の構成と期間

8

後期基本計画

第1編 暮らしを自慢できるまち！

第1章 富谷で働くことにやりがいを実感できるまちを創ります

1-1 商工業・雇用	17
1-2 起業支援	19

第2章 “とみやシティブランド”で自慢したくなるまちを創ります

2-1 農業	21
2-2 商業・観光	25
2-3 観光・地域振興	27

第3章 安全で自由に移動できる便利なまちを創ります

3-1 公共交通	29
3-2 道路	31

第4章 住み心地の良さを実感できる豊かなまちを創ります

4-1 土地利用	33
4-2 住宅・公園・上下水道	35
4-3 自然環境・公園	39

第2編 教育と子育て環境を誇るまち！

第1章 創造性豊かな教育環境のまちを創ります

1-1 教育・青少年健全育成	43
1-2 教育・国際交流	47

第2章 あらゆる世代が生きがいを感じて暮らせるまちを創ります

2-1 生涯学習	51
2-2 スポーツ・レクリエーション	53

第3章 伝統と文化を誇れるまちを創ります

3-1 芸術・文化	55
-----------	----

第4章 地域で子育てを支えるまちを創ります

4-1 子育て支援	57
-----------	----

第3編 元気と温かい心で支えるまち！

第1章 あらゆる世代が元気に暮らす健康自慢のまちを創ります

1-1 高齢者支援	61
1-2 健康・保健	65
1-3 医療	67

第2章 高齢者も障がい者も安心して暮らせるまちを創ります

2-1 障がい者支援	69
------------	----

2-2 障がい者・高齢者支援	71
----------------------	----

第3章 身近なコミュニティがみんなの支えになるまちを創ります

3-1 家族コミュニティ	73
3-2 地域コミュニティ	75
3-3 地域活動	77

第4編 市民の思いを協働でつくるまち！

第1章 日常生活が安心で包まれたまちを創ります

1-1 防災・救急・消防	81
1-2 防犯・交通安全・消費生活	83
1-3 人権尊重・男女共同	85

第2章 持続可能な都市環境がブランドになるまちを創ります

2-1 環境衛生	87
2-2 省エネ・自然エネ	89

第3章 健全なまちづくりに向けてみんなが協働するまちを創ります

3-1 住民参加・協働	91
3-2 行財政経営	95

資料編

はじめに

はじめにー第1 後期基本計画策定の趣旨と市を取り巻く課題

1. 富谷市総合計画・後期基本計画策定の趣旨

本市は、市制施行した平成 28 年度に、令和 7 年度までを計画期間とする「富谷市総合計画・基本構想」を策定しました。基本構想の策定と同時に、具体的な施策を掲げた「前期基本計画（平成 28 年度～令和 2 年度）」を策定し、市制施行後の新たな施策を展開するとともに、市制に伴う権限移譲等による行政需要の増大に備えるため、行財政改革を実施するなど、持続可能なまちづくりを進めてきました。

また、平成 27 年に策定した「富谷市地方創生総合戦略」では、「雇用」、「交流人口の拡大」、「子育て」、「暮らしやすさの向上」等を柱とした施策を総合計画・前期基本計画における「最重点プロジェクト」として包含し展開してきました。

この間にも、国、県の政策の動向の変化や世界的な気候変動による自然災害の増加、また、令和 2 年当初から発生した新型コロナウイルス感染症の拡大による新しい生活様式への転換など、本市を取り巻く状況は大きく変化しています。

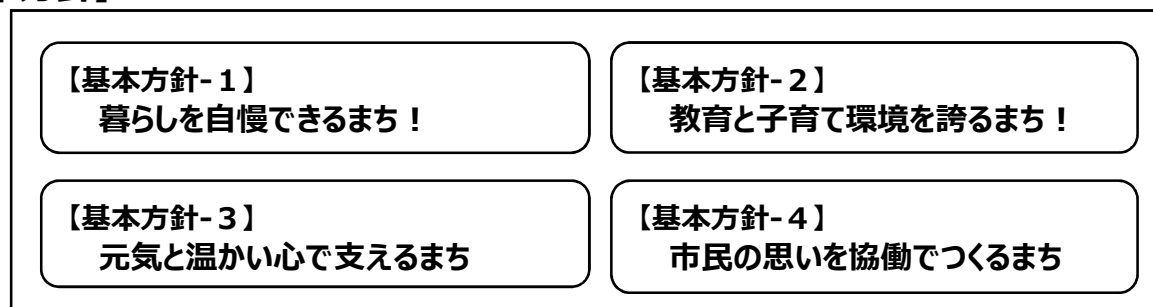
これらの時代の変化に対応するとともに、前期基本計画の終期を迎え、新しい視点での施策展開が必要となっているため、令和 3 年度から令和 7 年度までのまちづくりの指針となる「後期基本計画」を策定することとしました。

なお、基本構想（将来像・基本方針・基本理念）については、計画期間が平成 28 年度から令和 7 年度となるため、変更は行わずに推進していきます。

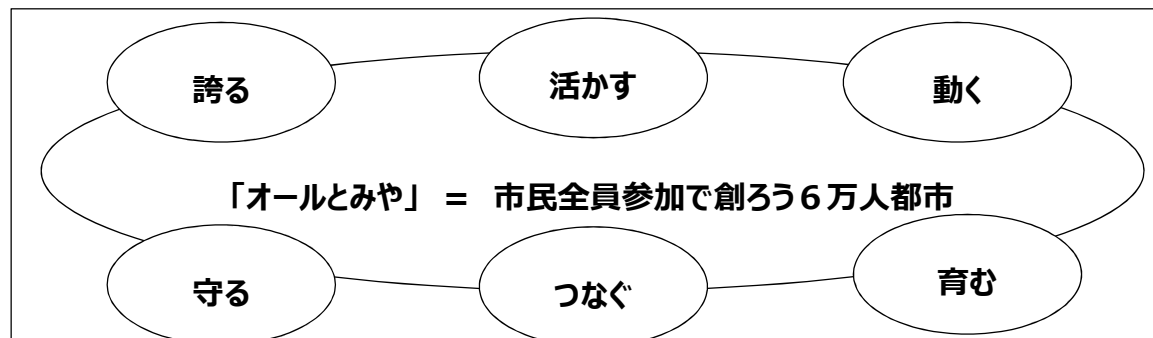
【将来像】

「住みたくなるまち 日本一」
～ 100 年間ひとが増え続けるまち 村から町へ 町から市へ ～

【基本方針】



【基本理念】



はじめにー第1 後期基本計画策定の趣旨と市を取り巻く課題

2. 富谷市総合計画・前期基本計画の取組

「富谷市総合計画・前期基本計画（平成 28 年度～令和 2 年度）」において、各基本方針の取組を総括しました。

○基本方針-1 暮らしを自慢できるまち！【目標指標 16 項目 目標達成指標 ● 項目】

働く場の確保や市制施行後のシティブランドの確立を目指した取組のほか、市民アンケートでも満足度の高い「住環境」や「自然環境」の整備を中心としたまちづくりを図りました。

高屋敷工業団地への企業誘致や富谷市まちづくり産業交流プラザ（TOMI+）の整備・運営による新たな起業など働く場の確保に努めています。スイーツによるまちづくりは、本市の特産品であるブルーベリーに続く特産品となる、ハチミツ、イチジク、シャインマスカットを生み出し、新たなシティブランドの確立が図られています。

また、上下水道の安定運営、幹線道路の整備等を図り、公営墓地とパークゴルフ場が一体となる「（仮称）やすらぎパークとみや」の整備計画が進んでいます。

公共交通では、市民アンケートでも要望の高い「交通利便性の確保」に向け、「公共交通グランドデザイン」を策定し、このグランドデザインを具現化するための基本計画に基づき、各種施策に取り組んでいます。

観光では、令和 2 年度に、本市で初めてとなる観光交流施設「富谷宿観光交流ステーション」を整備し、令和 3 年度春のオープンに向けて、施設運営などの準備に取り組んでいます。

○基本方針-2 教育と子育て環境を誇るまち！【目標指標 10 項目 目標達成指標 ● 項目】

市立幼稚園・小中学校の教育環境整備や生涯学習、スポーツ、文化の推進、子育て支援の充実を図ってきました。教育活動においては、全幼稚園・小中学校のユネスコスクールへの登録が認められ、持続可能な開発のための教育（ESD）に取り組んでいます。また、令和元年度には各普通教室へのエアコン設置、令和 2 年度には、小中学校の児童生徒 1 人に 1 台のタブレット端末配置が完了しています。

また、生涯学習施設として整備検討を進めてきた「富谷市民図書館」は、特産品などを使ったスイーツを販売する「スイーツステーション」、屋内型の子どもの遊び場との複合施設を想定した基本方針を策定しました。

子育て支援については、平成 29 年に開所した「とみや子育て支援センター（とみここ）」において、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っているほか、認定こども園の開設、保育士の確保などを図り、子育て世代の多い本市において、平成 30 年度、令和 2 年度の待機児童ゼロを達成しています。

○基本方針-3 元気と温かい心で支えるまち！【目標指標 13 項目 目標達成指標 ● 項目】

高齢者・障がい者支援、健康・医療、地域コミュニティ等への取組を行ってきました。

「共に支える地域づくりの推進」として、地域サポーターの育成を図りながら、「ゆとりすとクラブ・サロン」の増設を行い、地域の交流拠点として「街角カフェ」を創設しました。また、今後の高齢者の増加を踏まえ、認知症サポーターの養成に取り組んでいます。

障がい者支援については、差別解消に向けた啓発の推進、家族の精神的負担への支援を行うとともに、障がい者の働く場の確保に努めました。

また、高齢者や障がい者の外出支援策として、平成 28 年度から IC カードを活用した「とみばす」を実施し、令和元年度からはバスや地下鉄を利用することができない障がいのある方を対象としたタクシー利用券への助成を行っています。

はじめにー第1 後期基本計画策定の趣旨と市を取り巻く課題

なお、令和 2 年当初から感染が広がっているコロナウイルス感染症対応については、国や県と連携しながら取り組んでいます。

○基本方針-4 市民の思いを協働でつくるまち！【目標指標 12 項目 目標達成指標 ● 項目】

防災・防犯・交通安全では、市民の皆様のご協力のもと、安全・安心なまちづくりに努めました。各中学校区への防犯カメラの設置や消防団の設備増強を図っています。

男女共同参画では、「富谷市男女共同基本計画」を策定し、理念及び推進の必要性を市民に広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成をさらに促進しています。なお、審議会等委員への女性登用率は 48.8%と高い比率となっています。

地球環境への取組としては、低炭素社会形成に向け、環境省事業「地域連携・低炭素水素技術実証事業」を受託し、関係各社との連携のもと、実証事業を行っています。なお、本取組は令和元年度に「プラチナ大賞優秀賞」を受賞し、本市は「プラチナシティ」の認定を受けています。

持続可能な財政運営に向けて、行政改革を実施しました。人材育成をはじめ、市民協働、歳出抑制や歳入確保などを行い、財政調整基金の増加、市債の抑制を図っています。

3. 市の現状と将来

富谷市総合計画・前期基本計画の策定から 5 年が経過し、この間にも社会情勢の著しい変化や世界的な目標が定められています。これらを的確に捉え、後期基本計画では課題を解決すべく、各施策を推進していきます。

①少子高齢化社会の進行

少子高齢化の波は、本市にも押し寄せており、今後一層高齢者の人口比率が増加していくものと予測されています。こうした背景から、高齢者福祉の充実や生きがいづくりなど、高齢化社会への対応はもとより、将来に渡って安定的に生産年齢人口を維持するため、女性が安心して結婚・出産・子育て・仕事ができる環境の整備や、より多くの若い世代に暮らしの場として選択してもらうための働く場の確保などの施策をさらに進めていくことが必要になります。

②市民生活の安全・安心の確保

未曾有の災害となった東日本大震災や近年の異常気象による水害を教訓として、国土強靱化地域計画や地域防災計画と連動した、より一層の防災・減災体制の強化が求められているとともに、防犯や交通安全、食の安全等をはじめとする日常生活の安全性や安心感が確保された環境の創出も求められています。

また、令和 2 年早々に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民の生活を一変させています。今後も国や県との連携のもとで、感染症対策や各種の支援による安全・安心の確保、新しい生活様式への転換が求められています。

はじめにー第1 後期基本計画策定の趣旨と市を取り巻く課題

③地球環境問題の深刻化

地球温暖化をはじめとする地球環境問題が深刻化しつつあります。一人ひとりが自らの生活に身近な問題として捉えた取組を進めなければなりません。

地球環境問題に対応する低炭素社会の構築に向けた取組と、身近な生活空間の衛生環境を向上する取組を進め、市民の満足度が高い、美しく潤いある環境を継続して維持することが求められています。

④価値観やライフスタイルの多様化

国際化や情報化の進展、経済情勢の変化等を受けて、近年、価値観やライフスタイルが多様化し、物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさが重視されています。

それぞれの世代や立場の方々のニーズに応えていくため、文化・芸術・スポーツ等への参加機会の拡充や、多様な市民活動への協力・支援、様々なライフスタイルに対応した住宅・住環境整備等が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、市民生活や行政サービスの在り方が見直されています。新しい生活の視点からの行政サービスのデジタル化などを進めていく必要があります。

⑤行政への住民参加の進展

効率的で効果的な行政サービスが求められている一方で、行政との共通理解と信頼関係を築きながら、市民の主体的な参画と相互の役割分担によって実現される協働のまちづくりが重要視されています。

⑥子どもにやさしいまちづくりの推進

本市は、平成 30 年に「子どもにやさしいまちづくり宣言」を行いました。同時に日本ユニセフから「日本型子どもにやさしいまちモデル検証作業自治体」として委嘱を受け、令和 3 年 4 月からはユニセフ公認の「子どもにやさしいまち」自治体となります。「子どもにやさしい」ことは「誰にでも優しい」という考えのもと、引続き各施策において、「子どもにやさしいまち」を推進し、すべての方が「住みたくなるまち」を目指していきます。

はじめにー第1 後期基本計画策定の趣旨と市を取り巻く課題

5. 人口フレーム「目標人口」

基本構想において、総人口は令和2年に53,900人になると想定しておりましたが、令和2年11月末現在の住民基本台帳人口は、52,450人となり、人口の増加傾向は緩やかになっています。しかしながら、新たな住宅地の開発や、各種施策の展開によって令和7年時点での人口55,000人の目標人口達成は可能と考え、人口フレームの改定は行わず、令和7年度での人口55,000人到達を目標に各種施策の展開を進めてまいります。

はじめにー第2 総合計画の構成と期間

富谷市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されています。

◇基本構想

期間：平成 28 年度～令和 7 年度（10 年間）

市のまちづくりの将来像を示し、その実現に向けた基本方針などを定めたもので、実現に向けた取り組みの方向性を指し示す基本計画の指針となるものです。

長期的な視点に立ったまちづくりを進めていく必要性から、計画期間は 10 年間としています。

◇基本計画

期間：【前期】平成 28 年度～令和 2 年度（5 年間）

期間：【後期】令和 3 年度～令和 7 年度（5 年間）

基本構想に掲げる「市の将来像」を実現するための施策体系や施策の展開方針、施策達成目標などを定めたもので、個別具体の事業を示す実施計画の指針となるものです。

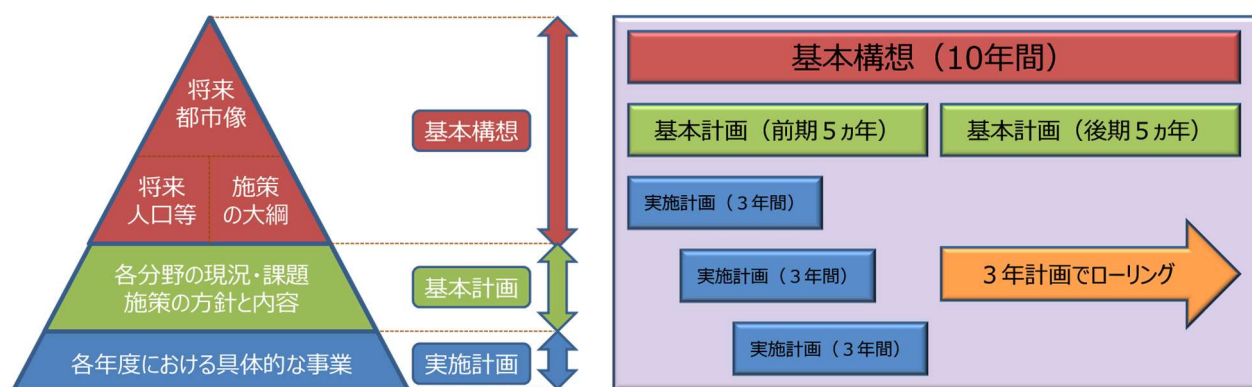
計画期間は、中期的な観点から達成度を検証し、計画の見直しを含めて基本構想の実現を目指していくものとして、前期計画 5 年間、後期計画 5 年間としています。

◇実施計画

期間：毎年度策定

実施計画は、財政計画との整合性を図りながら、基本計画で示した施策の目的を達成するために必要な事業を具体的に示すものです。

計画の期間は 3 年とし、毎年、社会経済情勢の変化及び財政状況を勘案しながらローリング方式※により策定します。



※ローリング方式

計画の練り直しや見直しのことで、計画の実施過程において、計画と実績との間に食い違いが生じていないかどうかを毎年チェックし、違いがある場合は実績に合わせて計画の再編を行い、目標の達成を図る方式のことです。

◇富谷市地方創生総合戦略との関係

富谷市総合計画の中に、重点施策として「富谷市地方創生総合戦略」を位置づけ、人口増加に向けた着実な発展を目指します。

■富谷市総合計画基本構想

人口増加の将来目標の達成を視野に入れた、10年後の本市が目指す将来像を描き、将来像実現に向けたまちづくりの目標とまちづくりの方針を明確にし、市民と理念を共有しながら、まちづくりを実施していきます。

■富谷市総合計画後期基本計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）

基本構想が目指すまちづくりの方針の具現化に向け、富谷市地方創生総合戦略を含めた、当初の5年間で実施すべき具体的な施策を定め、計画に沿って着実に実施していきます。

■富谷市地方創生総合戦略（計画期間：令和3年度～令和7年度）

「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨に即し、後期基本計画の中でも特に即効性のある効果的な事業を抽出し、明確な達成目標を定めながら、重点的・戦略的に実施するものです。

富谷市地方創生総合戦略の基本目標

【基本目標 1】

【基本目標 2】

【基本目標 3】

【基本目標 4】

後期基本計画

富谷市総合計画後期基本計画体系一覧

第 1 編 暮らしを自慢できるまち！

第 1 章 富谷で働くことにやりがいを実感できるまちを創ります	
1-1 多様な労働機会に恵まれた市民の希望が活 きるまちづくり（商工業・雇用）	①企業誘致の実現による新規雇用の創出 ②就業環境の整備推進 ③シルバー人材センターの充実強化 ④商工業者支援に向けた組織体制の強化
1-2 起業へのチャレンジ精神を活かし支えるまちづ くり（起業支援）	①起業・創業にチャレンジしやすいサポート体制の整備
第 2 章 “とみやシティブランド”で自慢したくなるまちを創ります	
2-1 新たな誇りを育む特産づくり（農業）	①ブルーベリーの生産拡大とブランド力の強化 ②新たな特産品の開発促進 ③地産地消の推進 ④農産物の付加価値化 ⑤農業の担い手の育成支援
2-2 未来につなぐ“面影”づくり（商業・観光）	①富谷宿観光交流ステーションの充実 ②しんまち地区の街並景観保全と活性化 ③歴史や観光資源を活用した魅力の発信
2-3 “とみやシティブランド”の全国発信にみんな で動くまちづくり（観光・地域振興）	①とみやスイーツフェアの充実 ②スイーツステーションの整備検討 ③とみやシティブランドの確立
第 3 章 安全で自由に移動できる便利なまちを創ります	
3-1 あらゆる立場・世代の方々でも安全で自由 に動けるまちづくり（公共交通）	①都市・地域総合交通戦略の推進 ②基幹公共交通システムの整備促進 ③イオン富谷店を拠点とした泉中央への乗り継ぎ運行 ④市民バスの充実 ⑤デマンド型交通の実証運行
3-2 日常の利便性を安全で快適な道路でつなぐ まちづくり（道路）	①広域幹線道路ネットワークの充実 ②市内幹線道路ネットワークの整備推進 ③人や環境に配慮した道づくりの推進 ④道路等の適切な維持管理の推進

第1編 暮らしを自慢できるまち！

第4章 住み心地の良さを実感できる豊かなまちを創ります

4-1
豊かな自然を守りバランスの取れたまちづくり
(土地利用)

- ①安全で安心な土地利用の推進
- ②良好な景観の形成
- ③西部地域の土地利用の方向性
- ④東部地域の土地利用の方向性

4-2
住み心地の良さを感ずる居住環境を誇れる
まちづくり(住宅・公園・上下水道)

- ①利便性の高い良質な住宅地の供給
- ②快適で魅力的な居住環境の形成
- ③公園機能の充実と適切な維持管理
- ④住民協働による公共インフラの維持管理の推進
- ⑤安全で安心な上水道の安定供給
- ⑥衛生的で環境負荷の少ない排水処理
- ⑦公営墓地の整備・運営

4-3
緑豊かな自然環境を守り次世代に継承する
まちづくり(自然環境・公園)

- ①自然環境の適切な保全と活用
- ②市民との協働による自然環境の保全と継承

第2編 教育と子育て環境を誇るまち！		
第1章 創造性豊かな教育環境のまちを創ります		
1-1 豊かな心と健やかな身体を育む教育環境づくり（教育・青少年健全育成）	①豊かな心の育成 ②健やかな身体の育成 ③地域ぐるみで子どもを守り育てる環境整備 ④総合的な教育推進体制の構築	
1-2 国際化・多様化に子どもたちをつなぐ教育環境づくり（教育・国際交流）	①国際理解教育の推進 ②自ら学ぶ力と確かな学力を育む教育の推進 ③社会につながる力を育む教育の推進 ④幼児教育の充実 ⑤安心して学べる教育環境整備	
第2章 あらゆる世代が生きがいを感じて暮らせるまちを創ります		
2-1 生涯にわたって創造性や個性が活きるまちづくり（生涯学習）	①生涯学習活動拠点の整備 ②生涯学習の総合的な推進体制の強化・充実 ③生涯学習の多様な学習機会の提供 ④生涯学習の成果還元の場づくり	
2-2 躍動感あふれる動きに満ちたまちづくり（スポーツ・レクリエーション）	①スポーツ活動を促す機会の提供・支援 ②競技スポーツと指導体制の充実 ③生涯スポーツを支える体制の整備・充実	
第3章 伝統と文化を誇れるまちを創ります		
3-1 伝統文化を未来につなぐまちづくり（芸術・文化）	①宿場町の伝統文化継承の取組 ②文化財の周知及び活用 ③新たな芸術・文化活動の促進 ④芸術・文化活動の場の整備検討と活動組織の充実・強化	
第4章 地域で子育てを支えるまちを創ります		
4-1 “とみやっ子”をみんなで育む環境づくり（子育て支援）	①待機児童ゼロの継続 ②保育サービスの充実 ③とみや子育て支援センターの充実 ④親子で集える場の整備・充実 ⑤子どもたちの安全で安心な居場所づくり ⑥子育て世代の経済的負担の軽減	

第3編 元気と温かい心で支えるまち！		
	第1章 あらゆる世代が元気に暮らす健康自慢のまちを創ります	
	1-1 生き活きとした“おっぴさん”を誇る笑顔あふれるまちづくり（高齢者支援）	①介護予防の推進 ②安心できる在宅生活のための環境整備の推進 ③共に支える地域づくりの推進 ④介護保険事業の推進
	1-2 子どもから高齢者まであらゆる世代の元気を育むまちづくり（健康・保健）	①主体的な健康づくりに取り組む環境づくり ②健康づくりの推進 ③若い世代や子育て中の親の健康意識の向上
	1-3 安心な医療サービスで市民を守るまちづくり（医療）	①地域医療・救急医療体制の充実 ②国民健康保険制度の適切な運営
	第2章 高齢者も障がい者も安心して暮らせるまちを創ります	
	2-1 障がい者も自立して地域とともにつながるまちづくり（障がい者支援）	①障がいを持つ方の働く場の確保 ②ニーズに応じた障がい者福祉の充実 ③障がい者差別解消の推進 ④家族の精神的負担の軽減
	2-2 高齢者や障がい者の安全安心な移動を守るまちづくり（障がい者・高齢者支援）	①高齢者・障がい者外出支援乗車証「とみぱす」の円滑な運営 ②交通弱者対策の推進
	第3章 身近なコミュニティがみんなの支えになるまちを創ります	
	3-1 三世代がつながり支えあうまちづくり（家族コミュニティ）	①三世代が同居・近居できる環境整備の推進 ②待機児童ゼロなどの子育てをしやすい環境づくり ③高齢者が安心して暮らせる環境づくり ④雇用の場の創出
	3-2 市民がみんなで支え守るまちづくり（地域コミュニティ）	①共に支える地域づくりの推進（再掲） ②地域福祉ネットワークづくりの推進
	3-3 相互扶助の心で地域活動を育むまちづくり（地域活動）	①地域の人材の育成と活用 ②相談事業の推進 ③援助体制の強化

第4編 市民の思いを協働でつくるまち！		
	第1章 日常生活が安心して包まれたまちを創ります	
	1-1 不測の事態でも安心をつなぐまちづくり (防災・救急・消防)	①地域コミュニティによる自主防災組織の育成推進 ②減災に向けた取組強化 ③耐震構造化への取組強化 ④消防力の強化
	1-2 安心な暮らしをみんなで守るまちづくり (防犯・交通安全・消費生活)	①防犯体制の確立と環境整備 ②地域ぐるみの交通安全運動の展開 ③交通危険箇所の改善措置 ④消費生活保護の充実強化
	1-3 多様な立場や考え方を尊重し市民をつなぐまちづくり (人権尊重・男女共同)	①人権教育の推進と人権体制の充実 ②異なる文化や生活習慣を持つ人達との交流の推進 ③市民の交流と融合の推進 ④男女共同参画の推進
	第2章 持続可能な都市環境がブランドになるまちを創ります	
	2-1 資源循環をシティブランドとして誇る 4R のまちづくり (環境衛生)	①ごみ処理の適正化 ②ごみの排出抑制と再資源化 ③環境美化の推進 ④空き家対策の推進
	2-2 地球環境への貢献につなぐエネルギー地産地消のまちづくり (省エネ・自然エネ)	①低炭素社会形成に向けた取組 ②公害発生防止に向けた取組 ③エネルギー地産地消を目指した取組の検討
	第3章 健全なまちづくりに向けてみんなが協働するまちを創ります	
	3-1 市政運営にみんなの知恵と力を活かすまちづくり (住民参加・協働)	①広報や広聴機能の充実 ②計画づくりへの住民参加の推進 ③多様な主体による協働の推進 ④地域コミュニティ活動の活性化への支援 ⑤公益的な活動への支援の充実
	3-2 未来に不安のない健全経営でつなぐまちづくり (行財政経営)	①歳入安定化の推進 ②健全な行財政運営の推進 ③情報公開の推進 ④行政事務のデジタル化の推進 ⑤行財政改革の推進 ⑥職員の育成と組織体制の整備

第1編 暮らしを自慢できるまち！

第1章

富谷で働くことにやりがいを実感できるまちを創ります

1-1 商工業・雇用

多様な労働機会に恵まれた市民の希望が活きるまちづくり

1-2 起業支援

起業へのチャレンジ精神を活かし支えるまちづくり

第2章

“とみやシティブランド”で自慢したくなるまちを創ります

2-1 農業

新たな誇りを育む特産づくり

2-2 商業・観光

未来につなぐ“面影”づくり

2-3 観光・地域振興

“とみやシティブランド”の全国発信にみんなで動くまちづくり

第3章

安全で自由に移動できる
便利なまちを創ります

3-1 公共交通

あらゆる立場・世代の方々でも安全で自由に動けるまちづくり

3-2 道路

日常の利便性を安全で快適な道路でつなぐまちづくり

第4章

住み心地の良さを実感できる
豊かなまちを創ります

4-1 土地利用

豊かな自然を守りバランスの取れたまちづくり

4-2 住宅・公園・上下水道

住み心地の良さを感ずる居住環境を誇れるまちづくり

4-3 自然環境・公園

緑豊かな自然環境を守り次世代に継承するまちづくり

1-1 商工業・雇用



《現況と課題》

- ・富谷市まちづくり産業交流プラザを拠点として、富谷塾を通じた起業支援と IT ベンチャー企業の誘致等による新たな雇用と創造に努めています。
- ・商店数は、平成 26 年と比較して平成 28 年には増加しており、従業者数も増加しています。
- ・くろかわ商工会富谷事務所を核として、市内企業に対する支援活動や市内企業の交流活動などへの支援が行われています。
- ・工業の事業所数は、平成 28 年に増加し、従業員数も大幅に増加しています。
- ・成田南地区工業用地や高屋敷西工業用地等の市外化区域への編入により、さらなる事業所の増加が見込まれています。
- ・仙台北部道路の全線開通に伴い、仙台都市圏の工業生産拠点としてのさらなる発展が期待されています。
- ・富谷市シルバー人材センターでは就業機会の提供のみならず、創意工夫による独自事業も展開しています。
- ・新しい生活様式に沿ったテレワーク等を含む多様な働き方の提供が求められています。

《施策目標》

多様な労働機会に恵まれた市民の希望が活きるまちづくり

《施策方針》

- 多様な企業の誘致を推進し、雇用機会の拡大、就業環境の整備を図ります。

第 1 編第 1 章

富谷で働くことにやりがいを実感できるまちを創ります

《施策内容》

①企業誘致の実現による新規雇用の創出

- ・本市の立地環境や企業立地促進奨励金などの支援制度を積極的に PR し、大学や企業、国や県等に働きかけながら、高屋敷西工業用地等への多様な企業の誘致活動を進め、市民の雇用機会の拡大を図ります。
- ・成田二期北工業用地については、県と連携しながら、積極的な誘致活動を展開し、企業立地の早期実現を目指します。
- ・企業の進出意向を確認しながら、新たな受け皿となる新規工業用地の整備について検討します。
- ・富谷市まちづくり産業交流プラザ（以下「とみぶら」）の運営において、IT ベンチャー企業の誘致を推進させるため、県内外におけるマッチングイベントを活用していきます。

②就業環境の整備推進

- ・インターンシップ制度受け入れ企業の推進を図り、新卒の市内就職希望者や転入希望者等が、労働環境や労働条件等に不安なく就職・転職できるための環境整備を推進します。
- ・企業経営者に積極的に働きかけ、女性の正規雇用枠の拡大を図るとともに、子育て中の女性が、無理なく仕事と子育てを安心して実現できる環境整備を推進します。
- ・ハローワーク等と連携し、求人情報を効果的に提供し、雇用相談等に的確に対応します。
- ・新しい生活様式に沿った、時間や場所にとらわれないテレワーク等の環境整備と利用促進を進めます。

③シルバー人材センターの充実強化

- ・高齢者の生きがいづくりや健康増進、安定収入の確保による元気な社会の構築に向けて、高齢者世代の軽労働やボランティア活動の促進を図る方策のひとつとして、富谷市シルバー人材センターの機能・設備の充実強化を支援します。

④商工業者支援に向けた組織体制の強化

- ・市内中小商工業者の育成、経営改善等の指導の役割を担う、くろかわ商工会の充実に向けた支援を行います。
- ・企業誘致や雇用促進への取組に向けた庁内組織体制の充実強化を推進します。
- ・ビジネス交流会を開催し、市内事業者のネットワーク強化、異業種間のビジネスマッチング促進を図ります。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和 7 年度）
新規誘致・操業企業数	1 社	6 社以上（累計）
新規雇用者数	77 人	500 人以上（累計）
新規雇用者数のうちの女性雇用率	75%	75%以上（累計）

第1編第1章

富谷で働くことにやりがいを実感できるまちを創ります

1-2 起業支援



《現況と課題》

- ・住民アンケートの結果では、多くの世代が継続的な居住意思を持っていますが、10代後半から20代前半までの若い世代が市外に転出している傾向が続いています。
- ・富谷市まちづくり産業交流プラザでは、富谷塾を通じた起業支援を行い、本市での起業・創業にチャレンジできるサポート体制を構築しています。

《施策目標》

起業へのチャレンジ精神を活かし支えるまちづくり

《施策方針》

- 起業・創業にチャレンジできるサポート体制を整備します。

《施策内容》

①起業・創業にチャレンジしやすいサポート体制の整備

- ・起業家支援及び産業創造の拠点である「とみぷら」に専任のコンシェルジュを配置し、富谷塾を通して起業機運を醸成しながら、ハンズオン（伴走型）支援を行います。
- ・新規の起業や創業について、くろかわ商工会や市内金融機関、大学などの研究機関と連携を強化しながら、多面的かつ系統的な支援を行います。
- ・市独自の支援策に加え、市内金融機関と連携しながら、中小企業振興資金等の利用しやすい体制を構築し、起業・創業への支援を行います。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
市の支援による起業・創業の実現	7 社	30 社以上(累計)

第1編第2章

“とみやシティブランド”で自慢したくなるまちを創ります

2-1 農業



《現況と課題》

- ・都市化の進展と産業構造の変化に伴い、農業の担い手の高齢化と後継者不足が深刻化しており、農家戸数が減少しています。
- ・本市の基幹農業である水田農業は、担い手の確保・育成、集積・集約化等を推進し、適切に維持していくことが求められています。
- ・本市を代表する特産品のブルーベリーは、生産量の拡大による、さらなるブランド化が期待されています。
- ・ブルーベリーに続く特産品の生産・流通の拡大が期待されています。
- ・新たな特産品開発を目指した富谷茶の産地復活が期待されています。
- ・農業に対するレクリエーションニーズが高まっており、新たなニーズに対応する施策の展開が求められています。
- ・農作物の安全性など、減農薬や減化学肥料等の環境に配慮した、安心な「食」への要望が高まっています。
- ・地場産品のさらなる販路の拡大に向けた取組が期待されています。

《施策目標》

新たな誇りを育む特産づくり

《施策方針》

- ブルーベリーの生産拡大とともに、新たな特産品の開発を推進します。
- 農業生産者に対するきめ細かい支援策の強化を推進します。

《施策内容》

①ブルーベリーの生産拡大とブランド力の強化

- ・ブルーベリー生産者の協力のもと、各種のブルーベリーに関連した事業等の展開により、新規栽培者の創出を図り、ブルーベリーの生産拡大を推進します。
- ・2016 年に開催された G7 伊勢志摩サミットで、各国首脳に振舞われた「ブルーベリージュース」をはじめとした、ブルーベリー商品のブランド力強化に努め、ふるさと納税の返礼品や各種イベントでの活用等、積極的なプロモーションを行い、富谷産ブルーベリーの全国展開を推進します。

②新たな特産品の開発促進

- ・地域の農家や企業等との連携により、ブルーベリーに続く新たな特産品の開発を行います。
- ・新たな特産品に関しては、栽培技術の向上と生産規模の拡大に取り組み、産地育成に向けた活動支援の充実を図っていきます。
- ・新たな果樹や富谷茶、蜂蜜等の特産品に関しては、栽培技術の向上と生産規模の拡大に取り組み、産地育成に向けた活動支援の充実を図っていきます。
- ・特産品を活用した「とみやスイーツ」の開発を促進し、全国への情報発信等、ブランドとしての価値を高めていきます。

③地産地消の推進

- ・本市で生産された農産物を本市で消費することを推進し、農家との連携により、学校給食や飲食店での地元農産物の活用ネットワークを広げるとともに、市内での直売スペースの確保や販売方法の拡充に努めるなど、地産地消の取組を積極的に進めていきます。

④農産物の付加価値化

- ・新たな農産品や付加価値の高い加工品の開発の支援に取り組み、特産品の販売ルートの開拓や直売の実施、各種物産展への積極的な参加等を通じて 6 次産業化を促進していきます。
- ・農業を通じた余暇活動等、都市住民のニーズに対応したレクリエーション農園の拡充に取り組みます。
- ・食育の重要性や食の安全に対する意識の高まりを受け、低農薬や減化学肥料栽培、有機栽培等の付加価値の高い農産物づくりを促進していきます。
- ・農業用施設の適正な維持管理を行い、優良農地の保全と有効活用に努めるとともに、近年被害が拡大している有害鳥獣への対策を強化します。

⑤農業の担い手の育成支援

- ・農業の後継者不足の解決に向け、担い手となる認定農業者及び新規就農者の育成・確保に努めるとともに、関係機関との連携により、法人化等の組織の育成を推進していきます。
- ・小規模農地の経営等、農業生産者が抱える多様な課題の解決に向けた、きめ細かな相談対応を充実させていきます。

第 1 編第 2 章

“とみやシティブランド”で自慢したくなるまちを創ります

・担い手の経営農地を面的に集積・集約し、農作業の効率化を図ります。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和 7 年度）
新たな特産品開発数	-品	1 品以上

第1編第2章

“とみやシティブランド”で自慢したくなるまちを創ります

2-2 商業・観光



《現況と課題》

- ・しんまち地区は、かつて奥州街道の宿場町として栄え、その面影を残す歴史的な街並みや、歴史・文化資源が多く残され、本市の商業をはじめとする産業の発展を支えてきました。
- ・2020年には、しんまち地区の賑わいの創出、文化の伝承及び観光の拠点として、富谷宿観光交流ステーションを整備しました。
- ・市民同士が交流できる市民参加のまつりやイベントを開催していくことに期待が寄せられています。

《施策目標》

未来につなぐ“面影”づくり

《施策方針》

- 商店街の活性化や観光振興に向け、しんまち地区の活性化を推進します。
- 富谷の歴史・文化資源や物産・イベントなどを活かした、地域の魅力づくりを推進します。

《施策内容》

① 富谷宿観光交流ステーションの充実

・しんまち地区の旧醤油屋跡地をリノベーションした「富谷宿観光交流ステーション（とみやど）」を新たな観光拠点として、本市の魅力を発信し、交流人口の拡大を図ります。また、「富谷市まちづくり産業交流プラザ（TOMI+）」との連携による起業・創業へのチャレンジの場として活用していきます。

② しんまち地区の街並景観保全と活性化

・しんまち地区の住民と企業、行政とが連携し、歴史を感じさせる街並の保全に取り組むとともに、歴史・文化資源を活用しながら、しんまち地区の活性化を関係団体と連携して進めます。

③ 歴史や観光資源を活用した魅力の発信

・街道まつりなどのオリジナルのまつりやイベントを活かし、本市の魅力を広く発信していきます。
・しんまち地区の街並みや有形・無形の文化財などの歴史・文化資源や豊かな地域人材を活用した市内の観光パンフレットなどを作成し、広く発信していきます。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和 7 年度）
富谷宿観光交流ステーションへの来場者数	－	年間 10 万人以上

第1編第2章

“とみやシティブランド”で自慢したくなるまちを創ります

2-3 観光・地域振興



《現況と課題》

- ・市制施行から5年が経過し、「富谷市」としてのシティブランドの確立が求められています。
- ・ブルーベリーなどの特産品を生かした「とみやスイーツ」は、本市のブランドイメージを高めています。
- ・イベントの開催などによる交流人口の増加を図り、賑いと活力のある地域を形成していくことが期待されています。
- ・特産品をはじめ、歴史や伝統、地域活動、街なみなど、本市の総合力を活かしたブランドイメージの強化が求められます。
- ・定期的なイベントなどの開催による交流人口の拡大のほか、日常的に地域に開かれた施設として、富谷宿観光交流ステーションが整備されました。

《施策目標》

“とみやシティブランド”の全国発信にみんなで動くまちづくり

《施策方針》

- 「スイーツのまち」をシティブランドとして確立し、富谷の魅力を発信していきます。
- 「とみやシティブランド」を確立し、発信していきます。

第 1 編第 2 章

“とみやシティブランド”で自慢したくなるまちを創ります

《施策内容》

①とみやスイーツフェアの充実

- ・本市の特産品を活かしたスイーツを核としたまちづくりを積極的に進め、「スイーツのまち」としてのシティブランド化に向けた取組を推進します。
- ・これまでの「とみやブルーベリースーツフェア」に加え、特産品であるシャインマスカット、はちみつ、イチジク、ブルーベリーを使用した「秋のとみやスイーツフェア」を開催し、「スイーツのまち」として新たなステージにステップアップします。

②スイーツステーションの整備検討

- ・交流人口の拡大による地域活性化を図りながら、観光客や市民がスイーツを核とした豊かな時間や体験を継続的に享受できる拠点となるスイーツステーションについて、相乗効果が図られる富谷市民図書館、児童屋内遊戯施設との複合化による整備を検討していきます。

③とみやシティブランドの確立

- ・「スイーツのまち」としてのシティブランドを確立していくほか、新たな特産品づくり、富谷宿観光交流ステーションを核とした歴史と伝統の面影を残す「宿場町富谷」、子育てや教育・生活環境、協働のまちづくり活動など、本市の魅力を「とみやシティブランド」として確立し、全国に発信していく活動を強化していきます。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和 7 年度）
市内の観光に対する満足度	11.5%	20.0%以上

3-1 公共交通



《現況と課題》

- ・市民アンケートでは、「公共交通の利便性向上が需要」と答える市民の声が多くなっています。
- ・市民の生活実態を踏まえた、全体的な公共交通のあり方を検討する必要があります。
- ・平成 14 年に交通空白地域の解消などを目指して運行を開始した市民バスは、現在 5 路線で運行しています。
- ・市民バスの無料乗車証は、段階的に対象要件を拡大し、利便性の向上に努めています。
- ・市民のニーズにあった、さらに利便性の高い市民バスの運行に期待が寄せられています。

《施策目標》

あらゆる立場・世代の方々でも安全で自由に動けるまちづくり

《施策方針》

- 生活圏域の実態を踏まえた公共交通のあり方について検討していきます。
- 市民ニーズに対応した、利便性の高い市民バスや交通空白地域でのデマンド型運行を進めます。

《施策内容》

①都市・地域総合交通戦略の推進

・令和元年度に策定した「都市・地域総合交通戦略(基本計画)」に掲げる各種施策の展開を進め、交通関連事業とまちづくりが連携した、総合的かつ戦略的な都市交通施策の推進を目指します。また、関係機関との協議を図りながら、施策の進捗状況や達成状況の確認を継続的に実施し、進捗管理を行います。

②基幹公共交通システムの整備促進

・基本計画の中心となる施策である、仙台市との交通アクセス向上に向けた「基幹公共交通の整備」について、持続可能な公共交通システムの整備促進を図り、明石台地区、成田地区、大清水地区を拠点とした泉中央駅からの基幹公共交通の整備に向けた取組を進めます。

③イオン富谷店を拠点とした泉中央駅への乗り継ぎ運行

・これまでの実証運行を踏まえて、「イオン富谷店」を拠点とした、市民バス及びデマンド型交通と民間路線バスとの結節を図り、泉中央駅との交通の利便性向上に努めます。また、イオン富谷店を中心とした市民バスの循環便運行により、地域の活性化を図りながら、既存バス路線の維持確保や拡充を進めます。

④市民バスの充実

・市民バスアンケート調査や利用者のニーズを踏まえながら地域の課題を整理し、日常生活に必要な移動手段の確保に向けて、利便性の高い市民バスの運行に努め、交流人口拡大の基盤となる、公共交通網の形成を目指します。

⑤デマンド型交通の実証運行

・令和2年10月から、市民バスの再編と併せて、市内の北部地域や東部地域の公共交通空白地域を対象とした「デマンド（予約乗合）型交通」の実証運行を実施し、市民バスの代替手段となる新たな交通網の形成を目指します。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
市民バス年間利用者数	88,247 人	95,000 人
デマンド型交通年間利用者数	－ 人	2,000 人

3-2 道路



《現況と課題》

- ・産業の振興と企業の誘致を進める本市には、仙台北部道路富谷インターチェンジから東北自動車道への流入流出を可能とする富谷ジャンクションのフルジャンクション化に向けた取組が必要となっています。
- ・市内の都市計画道路の多くの部分は、土地区画整理事業などの面的な開発と同時に整備を進めており、着実に市内の幹線道路ネットワークが形成されています。
- ・市道については、維持管理費の増加が予想されており、橋梁等の主要構造物や舗装の長寿命化を図るための対策が求められています。
- ・通学路となっている路線等の歩行者への配慮が特に必要な道路については、交通安全施設の整備や街灯の設置、側溝の有蓋化等が求められています。

《施策目標》

日常の利便性を安全で快適な道路でつなぐまちづくり

《施策方針》

- 誰もが利用しやすい道路ネットワークの充実・強化を推進します。
- 歩行者や自転車利用者の安全が確保された身近な道路の整備を推進します。

《施策内容》

① 広域幹線道路ネットワークの充実

- ・本市を縦貫する国道4号と東北自動車道とをつなぐ仙台北部道路は、利便性が高く効率的な仙台都市圏のネットワークの構築に向けて、仙台北部道路の4車線化や富谷JCTのフルジャンクション化を、引き続き関係機関に働きかけていきます。
- ・主要地方道仙台三本木線及び塩釜吉岡線、一般県道西成田宮床線は、国道とともに、周辺市町とをつなぐ交通軸として極めて重要な路線であることから、未改良区間の早期事業化や延伸等について、引き続き関係機関に働きかけていきます。

② 市内幹線道路ネットワークの整備推進

- ・周辺市町及び市内各拠点を結ぶ都市計画道路等の市内幹線道路については、周辺土地利用計画と調整を図りながら必要に応じて見直しを行い、交通の円滑化と利便性の向上を目指して、効果的なネットワークの整備、充実を図ります。

③ 人や環境に配慮した道づくりの推進

- ・身近な生活道路の安全性、利便性、快適性の向上を図るため、歩道のバリアフリー化や道路交通安全環境の充実、道路側溝の有蓋化、適切な除融雪に努め、人にやさしい道づくりを進めていきます。
- ・生活空間に潤いをもたらす道路景観の形成など、道路の多面的機能を十分に活かしながら、環境にも配慮した道づくりを推進します。

④ 道路等の適切な維持管理の推進

- ・道路については、安全な交通環境を維持するため、常に状況把握に努め、状況に応じた迅速な対応を図るとともに、幹線道路については、路面性状調査等の実施により計画的な補修・修繕を実施し、安全な道路環境を確保していきます。
- ・橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づき、損傷や劣化が小さいうちに対策を実施する予防保全に努め、安全性の確保とライフサイクルコストの縮減を図ります。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
幹線道路の移動しやすさに対する市民満足度の向上	44.7%	50.0%
歩行者等の安全な道路通行に対する市民満足度の向上	29.3%	35.0%

※企画政策課「市民アンケート」

第1編第4章

住み心地の良さを実感できる豊かなまちを創ります

4-1 土地利用



《現況と課題》

- ・本市は、北部の竹林川沿いにまとまった農地が広がり、市街地は国道 4 号及び都市計画道路七北田西成田線に沿って市域の南西部に形成され、東部は森林が主体となっています。
- ・地目別の土地利用面積は、市域の約 38.8%が山林で、14.8%が宅地、15.3%が農地となっています。
- ・本市では、昭和 40 年代後半頃から大規模な住宅団地の開発が始まり、現在も住宅地としてのニーズは高く、住宅用地の継続的な供給が期待されています。また、宮城県の産業集積の推進計画や今後の企業誘致活動に併せて、新たな工業用地や商業用地の造成についても検討していく必要があります。
- ・自然環境を保全しながら、計画的でバランスの良い開発整備を進めることが求められています。

《施策目標》

豊かな自然を守りバランスの取れたまちづくり

《施策方針》

- 安全・安心に配慮した土地利用を推進します。
- 緑豊かな自然と都市的利用とのバランスが取れた土地利用を推進します。

《施策内容》

①安全で安心な土地利用の推進

- ・自然環境や優良農地の保全などのバランスを図りながら、本市が人口ビジョンに掲げる将来人口を目指し、都市の持続的な発展を推進するため、計画的な土地利用を進めます。
- ・長期的視点に立った都市の将来像を明らかにする、都市計画マスタープランの策定に取り組みます。

第1編第4章

住み心地の良さを実感できる豊かなまちを創ります

②良好な景観の形成

- ・宅地開発に関しては、良好な景観の形成に努めます。

③西部地域の土地利用の方向性

- ・東北自動車道の西側の地域については、国道4号を軸とした計画的な市街地の整備を進めます。
- ・北部地区の基盤整備された農用地は、優良な農地として保全・利用を図ります。
- ・整備の進む市街地には、日常生活の利便性の向上を図る業務施設をバランスよく配置します。
- ・国道4号及び仙台北部道路を積極的に活用し、新規工業用地等の整備を進めます。
- ・しんまち地区周辺は、本市の文化・行政などの拠点として、機能の維持・増進を図ります。
- ・総合運動公園は、スポーツ施設の中核として、有効な利用を図ります。

④東部地域の土地利用の方向性

- ・東北自動車道の東側の地域のうち、主要地方道仙台三本木線から東側の地域の山林については、開発を抑制し、保全を図ります。また、主要地方道仙台三本木線の西側の区域は、都市計画道路七北田西成田線及び宮沢根白石線を軸として計画的な市街地の整備を進めます。
- ・南部地区の基盤整備された農用地は、優良な農地として保全・利用を図ります。
- ・東北自動車道及び仙台北部道路周辺は、流通業務施設を含む本市の産業の中核となる新規工業用地を主体に、計画的な整備を進めます。
- ・大亀山森林公園は、緑豊かな自然環境を適切に保全しながら、レクリエーションなどの拠点として、有効な利用を図ります。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
土地利用のバランスに対する市民満足度の向上	30.8%	35.0%

※企画政策課「市民アンケート」

第1編第4章

住み心地の良さを実感できる豊かなまちを創ります

4-2 住宅・公園・上下水道



《現況と課題》

- ・昭和 40～50 年代に整備された住宅団地においては、住宅や都市施設の老朽化とともに住民の高齢化が急速に進んでおり、安全で快適な居住環境の形成やコミュニティの維持等が求められています。
- ・本市には、総合公園、近隣公園、街区公園合わせて 88 か所、計 65.17 ha、市民 1 人あたり 12.44 m²の都市公園が整備されており、市民の身近な憩いの空間となっています。一方で、老朽化が進む都市公園の施設については、効率的で効果的な維持管理が求められています。
- ・本市では、漆沢ダムを水源とする県営大崎広域水道用水供給事業及び七ヶ宿ダムを水源とする県営仙南・仙塩広域水道用水供給事業から受水しており、これに合わせて配水施設等の整備を行っています。上水道普及率は、平成 10 年度以降ほぼ 100%と高水準で推移しています。
- ・下水道は、市街地及びその周辺集落を公共下水道区域として、富谷市流域関連公共下水道事業の整備推進を図ります。下水道の普及率は、令和元年時点で 96.5%、水洗化率は、令和元年時点で 99.8%と高水準で推移しています。
- ・下水道処理区域外については合併処理浄化槽の普及を進めています。
- ・上下水道は、市民の暮らしや企業活動にとって必要不可欠なインフラであることから、地震等災害時や緊急事態時の早期復旧や応急体制の整備が求められています。
- ・人口増加と急激な高齢化とともに、墓地の需要はさらに高まっており、公営墓地の整備を計画的に進める必要があります。

第1編第4章

住み心地の良さを実感できる豊かなまちを創ります

《施策目標》

住み心地の良さをを感じる居住環境を誇れるまちづくり

《施策方針》

- 潤いと安らぎを誇れる、緑豊かな居住環境の創出を図ります。
- 市民や企業等との協働による、快適で魅力的な居住環境の創出を図ります。
- 安全安心な水の安定供給と衛生的な水環境を守ります。

《施策内容》

①利便性の高い良質な住宅地の供給

- ・産業立地等に伴う将来的な住宅需要を見据え、緑豊かな自然との調和を図りながら、快適で利便性の高い新たな住宅地の整備に取り組みます。

②快適で魅力的な居住環境の形成

- ・安全安心に配慮した身近な生活空間や市民、企業等との協働による潤いのある都市景観の形成など、魅力ある居住環境の整備を進めます。

③公園機能の充実と適切な維持管理

- ・環境保全、景観向上、防災対策等の観点から公園機能の充実に努めるとともに、市民の憩いの場や交流の場、健康づくりの場として広く活用されるよう、ニーズに応じた公園や緑地の整備を進めます。
- ・既存の公園については、遊具等の施設の補修や更新、樹木の剪定等を計画的に進め、誰もが安全かつ快適に利用できるよう維持管理に努めます。

④住民協働による公共インフラの維持管理の推進

- ・安全安心で、美しい居住環境を維持していくため、道路や公園等の暮らしに身近な公共インフラの維持管理（点検・通報・清掃・美化活動等）手法として、市民や団体、企業等と行政とが、協働で取り組むパートナーシップ体制の充実・拡大に取り組みます。

⑤安全で安心な上水道の安定供給

- ・水質管理の徹底を図るとともに、上水道の安定供給に向けて適切な水道施設の維持管理に努めます。
- ・地震等による被災時や緊急時にも迅速な給水や早期復旧が可能となるよう、給水体制の充実を図ります。

第1編第4章

住み心地の良さを実感できる豊かなまちを創ります

- ・将来にわたって適切な負担で安定的に供給できるよう、経営や技術の継承など、運営基盤の適正化を進めます。
- ・今後の人口動向や産業立地等による水需要を勘案した水道水源の確保を図ります。

⑥衛生的で環境負荷の少ない排水処理

- ・下水道事業の公営企業会計導入により、財政状況や資産等を正確に把握し、経営の効率化を図ります。
- ・下水道施設の保守点検、老朽管改修等の適切な維持管理を行い、円滑な排水処理と施設の延命化を進めるとともに、被災時や緊急時にも適正かつ迅速に対応するため、関係機関との連携を図るなど、体制の充実を図ります。

⑦公営墓地の整備・運営

- ・人口増加や高齢化に伴い、墓地需要の増加が見込まれることから、市民の意向を勘案しながら、宗教、宗派を問わない公営墓地の整備を計画的に進めるとともに、整備後の効率的な管理運営についても検討していきます。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
上水道利用の有収率	87.9%	90.0%
合併処理浄化槽の設置率	82.1%	87.5%

第1編第4章

住み心地の良さを実感できる豊かなまちを創ります

4-3 自然環境・公園



《現況と課題》

- ・市域面積 49.18 km²のうち、約 38.8%にあたる 19.1 km²が山林となっていますが、新たな開発により、山林割合は減少する傾向にあります。
- ・潤いある生活環境には緑が不可欠であることから、住宅地や公共施設、商業施設や工場等における緑化を推進していく必要があります。
- ・緑が持つさまざまな機能を維持するためにも、市民とともに適切に維持管理していくことが求められます。

《施策目標》

緑豊かな自然環境を守り次世代に継承するまちづくり

《施策方針》

- 緑豊かな自然環境を保全しながら、積極的に活用します。
- 自然環境を次世代に継承していくため、市民との協働による適切な維持管理に努めます。

第1編第4章

住み心地の良さを実感できる豊かなまちを創ります

《施策内容》

① 自然環境の適切な保全と活用

- ・森林等の豊かな自然環境を活かし、自然とふれあえる場の創出に取り組みながら、適切に保全していきます。
- ・レクリエーション拠点施設である大亀山森林公園は、豊かな自然との調和を図りながら、園内の環境整備と施設等の適正な維持管理に努め、一層の利用促進を図ります。

② 市民との協働による自然環境の保全と継承

- ・河川等の水辺は、生活排水等の流入の抑制やごみの不法投棄の防止を図り、環境保全に努めています。
- ・生活に潤いとやすらぎをもたらす水辺や里山など、緑の有する多面的な機能を保全するため、市民との協働による適切な維持管理を進め、豊かな自然環境を次世代に継承していきます。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
自然環境に対する市民満足度の向上	66.2%	70.0%

※企画政策課「市民アンケート」

第1編第4章

住み心地の良さを実感できる豊かなまちを創ります

第2編 教育と子育て環境を誇るまち！

第1章

創造性豊かな
教育環境のまちを創ります

1-1 教育・青少年健全育成

豊かな心と健やかな身体を育む教育環境づくり

1-2 教育・国際交流

国際化・多様化に子どもたちをつなぐ教育環境づくり

第2章

あらゆる世代が生きがいを
感じて暮らせるまちを創ります

2-1 生涯学習

生涯にわたって創造性や個性が活きるまちづくり

2-2 スポーツ・レクリエーション

躍動感あふれる動きに満ちたまちづくり

第3章

伝統と文化を
誇れるまちを創ります

3-1 芸術・文化

伝統文化を未来につなぐまちづくり

第4章

地域で子育てを
支えるまちを創ります

4-1 子育て支援

“とみやっ子”をみんなで育む環境づくり

1-1 教育・青少年健全育成



《現況と課題》

- ・本市における教育施策の方向性等を示し、教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図っていくことが必要です。
- ・小中学校の児童生徒数は、小学生の数が平成26年度以降減少に転じており、このまま推移すると、全体的に減少していくこととなります。
- ・教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの配置や、とみや子どもの心のケアハウスの設置し、いじめ・不登校への対応や心のケアの充実に努めています。しかしながら、社会状況の多様化により、児童・生徒、保護者の抱える課題は複雑多岐に渡っていることから、さらなる支援・相談体制の充実が求められています。
- ・多様な体験活動等を通して社会性を育むため、家庭や学校のみならず、地域の方々の協力を得ながら、教育体制を整備・充実していく必要があります。
- ・学校給食センターでは、アレルギー対応給食の提供など、安全安心な食の推進に努めています。今後も施設の有効な活用を図るとともに、食育の拠点施設として運営を充実させていくことが求められています。
- ・青少年を取り巻く社会環境が多様化する中で、青少年健全育成富谷市民会議が、青少年の健全育成のための活動に取り組んでいます。今後さらに、活動の強化・充実を図っていくことが求められています。

《施策目標》

豊かな心と健やかな身体を育む教育環境づくり

《施策方針》

- 心身ともに健やかで豊かな人間性を育む教育を推進します。
- 学校、家庭、地域が連携し、子どもを守り育てる体制を構築します。

第2編第1章

創造性豊かな教育環境のまちを創ります

《施策内容》

①豊かな心の育成

- ・道徳教育及び体験活動、文化活動、読書活動等を通して、豊かな人間性と社会性を育成します。
- ・地域の資源を活かした学習を通して、ふるさとに誇りと愛着を持つ子どもを育成します。
- ・コミュニケーション能力の育成を図るとともに、互いに認め合える人間関係づくりの実現を図ります。
- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応に適切に取り組む組織体制の活用を図ります。
- ・いじめ、不登校等への対応や心のケアの充実を図るため、とみや子どもの心のケアハウスや教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援を行うとともに、総合的な相談体制の構築に取り組みます。

②健やかな身体の育成

- ・適切な運動の計画的実践と体育的行事の充実を図り、発達の段階を踏まえた体力・運動能力の向上、健康の保持増進に対する意識の高揚を図ります。
- ・関係機関等との連携による学校安全体制の整備を図るとともに、事故防止の徹底と防災教育の推進を図ります。
- ・子どもたちへの給食指導を適切に行い、学校給食センターを活用した食育の充実を図ります。
- ・アレルギー対策を考慮した安全・安心で栄養バランスのとれた給食の安定的な提供に向け、学校給食センターの円滑な運営に努めます。

③地域ぐるみで子どもを守り育てる環境整備

- ・心身ともにたくましい子どもの育成を図るため、地域の豊富な人材を活用し、多様な教育プログラムの開発、実行に努めます。
- ・地域と学校をつなぐ取組など、子どもたちを地域ぐるみで守り育てる環境づくりを推進します。
- ・保護者や地域住民の信頼・期待に応えるため、学校評価システムを活用した地域とともに育つ教育を推進します。
- ・子ども会活動やボランティア活動など、地域社会とのつながりの中で、子どもたちが生きがいや存在感を実感できる機会を創出するとともに、子どもたちの社会活動を牽引するリーダーの育成に努めます。
- ・青少年健全育成に関わる関係機関や関係団体の活動を積極的に支援します。
- ・青少年の非行防止や非行の温床となる環境に地域ぐるみで目を配り、関係機関や関係団体の協力を得ながら、巡回パトロール活動を実施します。
- ・親子で参加できる行事の開催など、世代間のコミュニケーションを図る機会の創出に努めます。

④総合的な教育推進体制の構築

- ・総合教育会議や教育委員会に属する事務の執行状況及び点検評価の公表等を通して、福祉、地域振興等との密接な連携や地域住民の意向を反映した効果的な教育施策の推進に努めます。
- ・教育基本法に基づく本市の実情に応じた教育振興基本計画にしたがい、教育施策の総合的かつ計画的な推進体制を構築します。

第2編第1章

創造性豊かな教育環境のまちを創ります

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
学校教育に対する市民満足度の向上※1	26.4%	30.0%
学校支援ボランティアへの参加者数	2,149 人	2,500 人

※1：企画政策課「市民アンケート」。基準値は令和2年度の数値

第2編第1章

創造性豊かな教育環境のまちを創ります

1-2 教育・国際交流



《現況と課題》

- ・国際化社会の進展にスムーズに順応できる国際理解教育や外国語教育の充実が求められます。
- ・平成 30 年度に全ての市立幼稚園及び小中学校がユネスコスクールに登録しました。今後は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成の貢献を目標に、全市立幼稚園及び小中学校において、ユネスコ憲章に示された理念である「持続可能な開発のための教育(ESD)及び平和、異文化理解教育」をさらに推進していく必要があります。
- ・変化の激しい社会の中で自立的に生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能の定着とともに、学んだことを活用して自ら考える主体的な資質・能力が求められています。
- ・情報化の進展に伴い、情報活用能力を身に付け、情報化社会に対応できる人材の育成が求められています。あわせて、ネット社会の発達により、情報モラルの教育や情報セキュリティへの対応が求められています。
- ・核家族化や就労形態の多様化など、幼児教育への新たなニーズへの対応が求められています。
- ・経済的困難な家庭が増えており、児童生徒が安心して充実した学校生活を送れるような支援体制の充実が求められています。
- ・経年により劣化した学校施設、設備等の整備充実、長寿命化対策により、施設の延命化が求められています。

《施策目標》

国際化・多様化に子どもたちをつなぐ教育環境づくり

《施策方針》

- グローバル社会に順応できる感性と国際理解を深める教育を推進します。
- 主体的に学ぶ意欲を高め、確かな学力と創造性を育み、将来社会人として自立するために必要な能力や態度を育成します。

《施策内容》

① 国際理解教育の推進

- ・全市立幼稚園及び小中学校において、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、ユネスコ憲章の理念である「持続可能な開発のための教育（ESD）及び平和、異文化理解教育」を推進します。
- ・国際化社会に対応する生きる力の育成を目指し、各小学校への英語教育支援員の配置や外国語指導助手（ALT）の配置等による英語教育支援体制の充実を図ります。
- ・中学生を対象とした海外体験研修旅行の実施や留学生等との国際交流の推進を図り、国際感覚を養う国際理解教育を推進します。
- ・国際理解教育の推進にあたっては、ユネスコスクールに登録している富谷高等学校との連携を図り、幼・小・中・高の系統的な活動を展開します。

② 自ら学ぶ力と確かな学力を育む教育の推進

- ・子どもたちが「わかる喜び」を実感できるよう、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、学んだことを活用して自ら考え、よりよく問題を解決する資質や能力と確かな学力を育成します。
- ・多様化する教育課題に対応し、学校教育の質的向上を図るため、「学びの共同体」の理論を踏まえた一人ひとりを生かす授業づくりの推進や教職員研修による能力、資質の向上を図ります。
- ・小中学校に図書支援員を配置するとともに、保護者や地域の人材を活用した読書活動の展開、学校図書館や公民館等の効果的な利用促進を図り、系統的で望ましい読書習慣の形成と質の高い読書活動を推進します。
- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図り、ともに学ぶ交流・共同学習を推進します。

③ 社会につながる力を育む教育の推進

- ・ICT 教育、環境教育など、多様な社会環境に対応できる教育の充実を図り、創造性と時代の要請に応える力を育成します。
- ・各小中学校の ICT 機器、ソフトウェア、コンテンツの充実を図り、学習環境の整備を推進します。
- ・政府の「GIGA スクール構想」を活用し、次代を担う子どもたちに情報活用能力を育むため、1 人 1 台となるタブレットによる学習環境の充実に努めます。

④ 幼児教育の充実

- ・幼児教育・保育の無償化による、保護者の経済的負担軽減を図るとともに、教職員の資質向上に向けた研修を推進します。
- ・多様化する保育ニーズに対応できる環境づくりを進めるとともに、効率的かつ効果的な施設・設備の整備などを推進します。

第2編第1章

創造性豊かな教育環境のまちを創ります

⑤安心して学べる教育環境整備

- ・児童生徒が安全で質の高い教育環境の中で安心して学ぶことができる学校づくりを進めるため、経年により老朽化した既存の校舎等の計画的な整備を推進します。
- ・経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対する支援の充実を図るとともに、多様なニーズに応じた学習機会の確保と学習環境の整備充実を図ります。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
小中学校図書館蔵書数	128,063 冊	138,560 冊

第2編第2章

あらゆる世代が生きがいを感じて暮らせるまちを創ります

2-1 生涯学習



《現況と課題》

- ・少子高齢化の進展や価値観の多様化等により、生涯学習に対するニーズは、年齢や性別を問わず多様なものとなっています。
- ・多様なニーズに沿った質の高い生涯学習の機会を提供し、地域の人材を積極的に発掘・活用する、市民主体の取組が求められています。
- ・本市には、富谷中央公民館、富ヶ丘公民館、東向陽台公民館、あけの平公民館、日吉台公民館、成田公民館の6公民館があり、各種講座の開設やサークル活動など、市民の様々な活動の拠点として活用されています。
- ・活動拠点としての公民館の機能の充実や施設の改善等も求められています。
- ・現在、着手している図書館整備については、計画的な進捗管理を行い、市民ニーズに沿った施設整備が求められています。

《施策目標》

生涯にわたって創造性や個性が活きるまちづくり

《施策方針》

- 市民の創造性や心豊かな人間性を育むための生涯教育環境の整備に努めていきます。
- あらゆる世代の多様なニーズに的確に応じた学習機会を充実していきます。

《施策内容》

①生涯学習活動拠点の整備

- ・「（仮称）新富谷市図書館整備基本構想」、「富谷市民図書館整備基本計画」に基づき、生涯を通じた学びを支援し、富谷市での暮らしを豊かにする生涯学習の拠点として、富谷市民図書館の整備を推進するとともに、スイーッステーションと児童屋内遊戯施設との複合化についても、調査、研究を進めます。
- ・生涯学習の拠点施設である公民館施設の保全・補修を計画的に進め、安全で快適な学習環境の提供に努めるとともに、市民の誰もが利用しやすい施設の環境整備に努めます。

②生涯学習の総合的な推進体制の強化・充実

- ・富谷市教育振興計画に準拠し、生涯学習推進体制の整備を図るとともに、市民の自主的な生涯学習活動を支援します。
- ・市内の公民館に設置されている学校支援地域本部において、地域コーディネーターを中心に学校、家庭、地域と密着した生涯学習社会の実現を目指します。
- ・広報紙やホームページなど、あらゆる情報媒体を活用し、生涯学習に関する情報提供を積極的に行っていきます。

③生涯学習の多様な学習機会の提供

- ・市民の様々な学習ニーズに対応するために、これまで取り組んできた学習プログラム等をさらに充実し、市民の生涯にわたる学習活動を支援するとともに、団塊世代や高齢者にも対応した、的確な学習情報の提供、講座の開催など、事業の強化・充実に努めます。

④生涯学習の成果還元の間づくり

- ・市民自らの意志による学習のもと、自己実現を図るとともに、生涯学習の成果が社会でより活かされ、生涯学習による市民同士の絆と交流がより深まり、住みたくなるまち富谷の実現を生涯学習の間から図ります。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
学習活動に対する市民満足度の向上	18.0%	20.0%

※企画政策課「市民アンケート」

2-2 スポーツ・レクリエーション



《現況と課題》

- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、市民のスポーツへの関心もより一層高まっており、誰もが気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができるように、マラソン大会など各種スポーツ大会やスポーツ教室等を開催し、生涯スポーツの振興を目指すとともに、スポーツ活動を促進するためのさらなる機会づくりが必要となっています。
- ・これまで学校、職場を中心に行われてきた活動から、誰もが気軽に楽しめるレクリエーション的なスポーツの普及とともに、市民の多様なスポーツニーズに応えられる特色のあるスポーツ振興を図るため、総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、連携を図っていく必要があります。
- ・市スポーツ協会、市スポーツ推進委員等の関係団体と連携調整を図りながら、スポーツの普及発展に努めているほか、市スポーツ協会やスポーツ少年団、中学校部活動の交流大会等へ財政的な支援を行っています。
- ・市民ニーズに対応するため、スポーツボランティア組織のシステム構築と活躍の機会の拡充を図る必要があります。
- ・年々各種目の選手技術力は向上しているものの、現状では、適切な指導ができる指導者が不足しています。スポーツ活動を推進していくために、次世代を担う指導者の養成・資質の向上を計画的に進める必要があります。
- ・市民が利用しやすい環境づくりを進めるため、市民のスポーツ施設に対するニーズや今後の市を取り巻く社会環境を踏まえ、施設の整備充実と更なるサービスの向上に努める必要があります。

《施策目標》

躍動感あふれる動きに満ちたまちづくり

《施策方針》

- だれでも、どこでも気軽に親しむことのできる生涯スポーツ・競技スポーツの振興に努めます。
- 気軽に親しみやすいスポーツ施設・環境の整備充実を図ります。

《施策内容》

①スポーツ活動を促す機会の提供・支援

- ・富谷市スポーツ推進計画を基に、総合的なスポーツ推進体制を充実させ、既存施設を活かしながら、スポーツ交流の推進や競技力向上など、市民誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指し、スポーツを通じた地域の活性化を図ります。
- ・これまでのスポーツイベント等の見直しを行い、マラソン大会や障害者スポーツイベントなど、多世代が参加できるイベントの開催など、スポーツを通じた交流の場の促進に努めます。
- ・市民の生涯スポーツ、競技スポーツを振興するため、市スポーツ少年団をはじめ、市スポーツ協会加盟団体や総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。
- ・トップレベルのチームや大会を招致するなど、市民のスポーツに対する興味、関心を高めるとともに、トップアスリートや全国大会などで活躍できる選手の育成を図ります。

②競技スポーツと指導体制の充実

- ・「公認スポーツ指導者」の利用拡大を図るため、宮城県スポーツ協会との連携を図り、登録者制度の創設を推進していきます。
- ・様々な種目や競技レベルに対応できる指導者を養成・確保するため、市スポーツ推進委員会や市スポーツ協会と連携しながら、スポーツの技術や理論、指導方法などについて研修を行い、指導者の資質向上と新たな指導者の育成、人材確保に努めます。

③生涯スポーツを支える体制の整備・充実

- ・スポーツ推進委員やスポーツ協会をはじめ市内の各種スポーツ少年団や、小中学校、高等学校等との連携を密にして、支援体制の強化に努めます。
- ・生涯スポーツの推進にあたっては、保健や福祉など他の領域の施策との連携強化が必要であり、行政内部の連携を強化するとともにスポーツにかかわる多様な機関や組織との連携・協力を確立しながら、生涯スポーツの総合的な推進体制の整備・充実を目指します。
- ・総合運動公園施設の充実強化を図り、スポーツ施設のネットワーク化、さらには老朽化した施設の計画的な整備を図るとともに、新たなスポーツニーズに対応した施設の整備促進を図ります。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
成人の週1回以上のスポーツ実施率	41.3%	65%

3-1 芸術・文化



《現況と課題》

- ・価値観やライフスタイルが変化し、心の豊かさを求める傾向の中で、芸術・文化に対する市民の関心が高まっています。
- ・各種芸術・文化サークル及び団体等の育成や支援等も積極的に行っています。
- ・本市には、富谷の田植踊、榊流永代神楽、天津流南部神楽、代官松、かめ杉などの有形・無形の文化財や国の登録有形文化財の旧佐忠商店など、多様な歴史的資源が数多く存在します。
- ・地域固有の伝統文化や貴重な文化財を保存し、次世代に伝承していくため、地域の伝統文化や歴史を学び、郷土への愛着や誇りを醸成することが求められています。
- ・本市を広く内外に印象づける新たな文化を積極的に育むとともに、広く情報発信して、富谷の文化のブランド力強化に努めていくことが期待されています。

《施策目標》

伝統文化を未来につなぐまちづくり

《施策方針》

- 宿場町の歴史と伝統を次世代に継承していく取組を進めます。
- 未来へとつないでいく新たな文化力の育成を促進していきます。

《施策内容》

①宿場町の伝統文化継承の取組

- ・富谷の田植踊などの無形民俗文化財保存団体への支援や伝統文化後継者の育成、映像などの記録保存に努め、地域に根ざした伝統文化を伝承する取組を進めます。
- ・富谷新町地区に伝わる記録などの保存に努め、宿場町の歴史や文化を次世代に残す取組を進めます。

②文化財の周知及び活用

- ・本市の貴重な文化財については、文化財の調査研究や歴史的資源の復元と積極的活用を進めます。
- ・市民の共有財産である文化財や歴史資源などは、学校や生涯学習等教育現場で積極的に活用するとともに、市の公式 SNS やデジタル技術を導入し、市民への周知に努めます。
- ・民俗ギャラリーや内ヶ崎作三郎記念館の活動を通じて、相互施設の連携を図り、文化財の保護や郷土への愛着や誇りを醸成するとともに、地域特性や利用機能を十分に考慮し、市民が利用しやすい施設整備に努めます。

③新たな芸術・文化活動の促進

- ・「街道まつり」等の、賑わいと交流のイベントと連携し、市民参加型で新旧住民交流型のイベントの拡充を図り、市民が富谷に誇りと愛着を持ってもらえるよう努めていきます。
- ・認知度が高まりつつある「音楽のまち」としての魅力を更に高めていくため、とみやマーチングエコーズの活動を支援し、小学校金管バンドの育成を図りながら、幅広い取組を推進していきます。
- ・教育機関や企業、生涯学習活動団体などとの連携による、芸術・文化イベントなどの開催についても積極的に推進します。

④芸術・文化活動の場の充実・強化

- ・日常の身近な芸術・文化活動の場である公民館を有効に活用し、地域に根差した活動のすそ野を拡大していきます。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和 2 年度）	目標値（令和 7 年度）
文化活動に対する市民満足度	16.1%	20%

※企画政策課「市民アンケート」

4-1 子育て支援



《現況と課題》

- ・本市の出生率は宮城県を上回っていますが、減少傾向にあります。また、0歳から14歳までの年少人口も、平成26年から緩やかに減少しています。
- ・共働き世帯の増加や低年齢児の保育所の早期入所の傾向が強まっており、保育所への入所の需要が高まっています。保育環境の整備の充実に努めるなど、積極的な待機児童対策が求められています。
- ・核家族化や女性の社会進出の進展等の社会環境の変化を背景に、様々な悩みや育児不安を抱える家庭が増えてきていることから、専門職等による切れ目のない相談・支援が必要となっています。
- ・西成田コミュニティセンターに設置している子育てサロンは、子育て世代の憩いの場となっています。
- ・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、主体的な遊びや安らぎのある生活の場と与えられる安全で安心な子どもたちの居場所づくりが求められています。
- ・安心して出産・子育てができるよう、子育て支援策の一層の充実、強化が求められています。

《施策目標》

“とみやっ子”をみんなで育む環境づくり

《施策方針》

- 子育て世代から好まれる環境を創出するため、安心感に包まれる子育て支援サービスを提供します。
- 子どもたち自身が安心して過ごせる環境づくりや、子どもの育成を支援する制度の充実を図ります。

第2編第4章 地域で子育てを支えるまちを創ります

《施策内容》

①待機児童ゼロの継続

- ・人口動態の推計及び第二期子ども・子育て支援事業計画に基づき、今後の保育施設の増設を検討しながら、待機児童ゼロの継続を目指します。

②保育サービスの充実

- ・市立保育所をはじめ、認可保育所、認定こども園等の保育環境整備を進めるとともに、保育の資質向上を促進していきます。
- ・一時保育や障がい児保育、病児・病後児保育を推進していくとともに、地域に開かれた保育施設運営に心がけ、保育サービスの充実に努めます。また、病児・病後児保育については、対象年齢の拡大を検討し、子育て支援の拡充を図ります。

③とみや子育て支援センターの充実

- ・母子保健型子育て世代包括支援センターとして「とみや子育て支援センター（とみここ）」を整備しました。主に就学前の母子を対象に、乳幼児健診や各種教室、育児相談、個別支援等を行い、妊娠期から子育て期までの間、安心して子育てをしてもらうため、包括支援の充実を図ります。
- ・「とみここ」では、保健師・助産師・栄養士・臨床心理士や保育士などの専門職が各機関との連携、情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援を行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握していきます。
- ・定期的に臨床心理士やスクールカウンセラー等と連携しながら、発達に課題のある子どもと保護者を対象に、発達相談や遊びの教室などの事業の充実を図り、適切な療育や支援に繋げていきます。
- ・令和3年度から市町村移管された乳幼児精神発達精密健康診査での専門的な技術支援や助言に向けて、発達検査及び発達相談体制の充実を図ります。

④親子で集える場の整備・充実

- ・子育てサロン事業を充実させ、子育て親子が安心して過ごせる居場所づくりを推進していきます。
- ・育児仲間の活動への支援等を通して子育て世代の活力向上を促し、子育てグループの輪が広がる安心できる環境づくりを進めていきます。
- ・児童屋内遊戯施設の開所に向け、相乗効果が図られる富谷市民図書館、児童屋内遊戯施設との複合化による施設整備方針を基に整備を進めていきます。

⑤子どもたちの安全で安心な居場所づくり

- ・児童クラブでは、安全で安心な環境の中での子どもたちの居場所をつくるための環境整備に努めるとともに、さまざまな経験を通し、自主性・社会性・創造性を培うなど、児童の健全育成の充実を図ります。
- ・子ども家庭総合支援拠点を設置するとともに、「とみここ」と子ども家庭総合支援拠点が一体的に子どもと家庭を切

第2編第4章

地域で子育てを支えるまちを創ります

れ目なく支援する体制を構築し、児童虐待の発生予防や早期発見に努めていきます。

⑥子育て世代の経済的負担の軽減

- ・現行の子ども医療費助成制度の継続に努めていきます。
- ・児童手当や児童扶養手当の対象者の確実な申請を図るため、制度の周知を徹底していきます。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
新生児訪問率	103.7%	100%
保育園待機児童数	27 人	0 人

※新生児訪問率については、多胎児や未熟児などで生まれた家庭への訪問が複数回になったことから、令和元年度の基準値が100%を超えている。

第3編 元気と温かい心で支えるまち！

第1章

あらゆる世代が元気に暮らす
健康自慢のまちを創ります

1-1 高齢者支援

活き活きとした“おっぴさん”を誇る笑顔あふれるまちづくり

1-2 健康・保健

子どもから高齢者まであらゆる世代の元気を育むまちづくり

1-3 医療

安心な医療サービスで市民を守るまちづくり

第2章

高齢者も障がい者も安心して
暮らせるまちを創ります

2-1 障がい者支援

障がい者も自立して地域とともにつながるまちづくり

2-2 障がい者・高齢者支援

高齢者や障がい者の安全安心な移動を守るまちづくり

第3章

身近なコミュニティがみんなの
支えになるまちを創ります

3-1 家族コミュニティ

三世代がつながり支えあうまちづくり

3-2 地域コミュニティ

市民がみんなで支え守るまちづくり

3-3 地域活動

相互扶助の心で地域活動を育むまちづくり

第3編第1章

あらゆる世代が元気に暮らす健康自慢のまちを創ります

1-1 高齢者支援



《現況と課題》

- ・本市は、平成 27 年の国勢調査では高齢化率（65 歳以上人口）が 17%となっています。
- ・今後も高齢化は進行すると推測されており、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、さらに認知症高齢者も増加していくものと予想されます。
- ・高齢者が、住みなれた地域でより元気に暮らしていくために、市民主体のボランティアなどを積極的に活用した、高齢者自身が介護予防に関心が持てる事業を展開しており、各種事業への参加を促していくことが求められます。
- ・高齢者の介護を継続していくためには、家族介護者へのサポート体制が不可欠ですが、そのためには、介護負担軽減のための取組を充実させるとともに、介護者自身が自分らしい生活を送れるような精神的なフォローが必要です。
- ・介護保険事業では、要支援認定者・介護予防事業対象者について、地域の実情に応じ、多種多様な事業主体の参加による新たな総合事業が順調に進められています。また、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、引き続き地域包括システムのさらなる推進が求められています。

《施策目標》

生き活きとした“おっぴさん”を誇る笑顔あふれるまちづくり

《施策方針》

- 高齢者が住みなれた地域で生涯安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- 高齢者の心と身体の健康と生きがいのある生活を支援します。

《施策内容》

①介護予防の推進

- ・福祉健康センターを介護予防の拠点として機能強化を図るとともに、高齢者一人ひとりが介護予防の必要性を理解し、感染症予防に努めながら、積極的に参加できるような魅力のある事業の展開と、さまざまな形態での情報の発信を行い、介護予防・生活支援総合事業との連続性を図りながら、介護予防を推進していきます。
- ・地域のお茶のみ会や老人クラブなどとの連携を強化し、関係団体との協働により、高齢者の主体的な仲間づくり・健康づくりを支援していきます。

②安心できる在宅生活のための環境整備の推進

- ・富谷市社会福祉協議会等の関係機関と協力・連携し、感染症予防に努めながら、高齢者への給食・会食サービスなど、高齢者の多様なニーズに応え、安心して自宅で暮らせる環境の整備を進めていきます。
- ・高齢者が安心して在宅生活を送れるように、日常の健康不安や体調管理の相談、緊急事態への迅速な対応を図るため、緊急通報システムの運用を継続的に実施していきます。
- ・高齢者に対する虐待の早期発見・防止及び高齢者の安全確保のため、管轄警察署や関係機関との連携を強化するとともに、富谷市高齢者虐待防止連絡協議会を主軸とした体制整備を進めていきます。
- ・要介護者支援のため、協力施設との連携による緊急ショートステイ（家族介護者緊急支援）の安定的な実施に努め、緊急時の円滑な対応を進めていきます。

③共に支える地域づくりの推進

- ・地域の幅広い世代の人が気軽に集い、情報交換や各種ワークショップ等の多様な機能を持つ地域交流拠点「街かどカフェ」の開催地区の拡大を図り、地域の方を地域の方が支える仕組づくりを推進します。
- ・町内会の理解と地域サポーターの支援のもと開催している「ゆとりすとクラブ・サロン」の増設に努め、高齢者の交流と介護予防を推進するとともに、地域の高齢者を地域の方が支える市民主体の地域づくりを支援します。
- ・認知症の高齢者の暮らしの安心と、地域の方々の認知症に対する理解と見守り・支援を図るため、「認知症学びの講座」の充実、認知症サポーターの養成推進など、認知症対策を強化し、認知症にやさしい地域づくりを推進します。
- ・介護者の情報交換や交流会を通じて、介護負担の軽減や介護家族同士の支え合いへの支援を継続していきます。
- ・富谷市地域防災計画に基づき、災害などの非常時の備えとして、民生委員児童委員をはじめとする地域の方々の協力を得ながら、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者名簿への登録を進め、地域と連携した安否確認と災害救助体制の整備に努めます。
- ・各事業に共通した取組として、新しい生活様式を守りながら、感染症予防に努めます。
- ・介護予防事業の担い手として、運動サポーターや生活支援員の養成を推進していきます。

第3編第1章

あらゆる世代が元気に暮らす健康自慢のまちを創ります

④介護保険事業の推進

- ・「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」の進捗管理に努め、「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」のための実態把握調査並びに計画を策定し、高齢者保健福祉施策の指針とします。
- ・介護が必要になった高齢者も、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、計画に掲載している各事業を順次実施し、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいのサービスが一体的に受けられる地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。
- ・各生活圈域への地域包括支援センター設置により、高齢者の総合的相談や支援体制のさらなる充実を図るとともに、各地域包括支援センターを統括する保健福祉総合支援センターの基幹的機能を強化していきます。
- ・高齢者の増加に伴い介護ニーズの増大が見込まれるため、給付状況等を注視しながら、計画的な介護基盤の整備とともに、地域密着型サービス等のサービス指定や指導監査に努め、高齢者の尊厳が保持され、質の高いサービスが提供できるよう努めていきます。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
地域交流拠点「街かどカフェ」の開催箇所数	4 地域	6 地域
ゆとりすとクラブ・サロンの開催箇所数	22 か所	24 か所

第3編第1章

あらゆる世代が元気に暮らす健康自慢のまちを創ります

1-2 健康・保健



《現況と課題》

- ・健康づくり事業については、国の「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」に基づき、健康推進計画を策定し、市民の健康の保持増進、疾病予防事業を推進しています。
- ・本市の検診受診率は、特定健診・後期高齢者健診は向上がみられますが、各種がん検診の受診率は低下しています。
- ・ライフスタイルの多様化に伴い、受診しやすい環境整備をはじめとした検診体制等の充実が求められています。
- ・特定健診の結果、メタボリックシンドローム該当者及び予備群該当者は増加傾向にあります。
- ・健康寿命のさらなる延伸を図るためにも、若い世代から健康に対する意識付けや行動を推進する取組が必要です。
- ・新たな感染症への対応として「新型インフルエンザ等行動計画」を策定し、緊急時に備えています。さらに実践に伴うマニュアルを整備し、対策に活かすことが必要です。
- ・様々な感染症の拡大予防のため、基本的な感染予防対策の徹底と定期予防接種の勧奨に努めています。

《施策目標》

子どもから高齢者まであらゆる世代の元気を育むまちづくり

《施策方針》

- 生涯を通して、健康で心豊かな生活を送れるよう、健康維持・増進に取り組む環境づくりを進めます。
- 子どもから高齢者まで、あらゆる世代の健康意識を高め、市民主体の健康づくりを促進します。

第3編第1章

あらゆる世代が元気に暮らす健康自慢のまちを創ります

《施策内容》

①主体的な健康づくりに取り組む環境づくり

- ・市民一人ひとりが自らの健康状態に関心を持ち、主体的に心身の健康づくりに取り組める環境づくりに努めます。
- ・市民の主体的な健康づくりへの取組を推進するため、広報紙やホームページ、SNSなどを積極的に活用し、健康に関する情報を発信します。

②健康づくりの推進

- ・各種検（健）診の周知と受診啓発に取り組めます。また、受診しやすい体制づくりを進めるとともに、未受診者対策の強化を図ります。
- ・生活習慣改善や疾病予防・重症化予防など、関係機関と連携のもと、効果的な支援が受けやすい体制を進めます。
- ・市の健康課題について、関係機関や地域とともに取り組み、改善に努めます。
- ・特定保健指導の強化を行い、メタボリックシンドロームの対策を図ります。
- ・感染症予防に対する正しい知識の普及啓発や情報提供、速やかな対策を講じ、感染症のまん延防止に努めます。

③若い世代や子育て中の親の健康意識の向上

- ・若い世代から、自分の健康管理に関心を持ち、健康づくりへの意識向上や行動が図られる機会を設けていきます。
- ・子どもが食を通して豊かな心が育まれるよう、関係機関と連携を図り、情報の発信や学びの機会等を提供していきます。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
健康づくりの機会や対応に対する市民満足度の向上	22.8%	25.0%

※企画政策課「市民アンケート」

第3編第1章

あらゆる世代が元気に暮らす健康自慢のまちを創ります

1-3 医療



《現況と課題》

- ・地域医療については、公立黒川病院及び黒川医師会との協力体制を構築しています。
- ・黒川地域では、公立黒川病院が救急診療を受付しており、さらに、地域の病院が交替で休日診療を行う休日当番医制度を黒川医師会に委託しています。
- ・市内には救急医療及び総合医療を担う病院が設置されていない状況です。医療施設の誘致は市民ニーズも高く、本市の大きな課題となっています。
- ・国民健康保険については、都道府県単位化に伴い、宮城県国民健康保険運営方針に基づき、宮城県や県内市町村が一体となって、事業を安定的・効果的に運営することが求められています。
- ・国民健康保険は、市民の生命と健康を支える重要な制度であり、市民の健康の保持増進に大きく寄与しています。医療費については、今後さらに増加していくものと予想され、更なる制度の適正な運営が求められています。

第3編第1章

あらゆる世代が元気に暮らす健康自慢のまちを創ります

《施策目標》

安心な医療サービスで市民を守るまちづくり

《施策方針》

- 地域医療・救急医療体制の充実を図ります。
- 国民健康保険制度の適切な運営を図ります。

《施策内容》

① 地域医療・救急医療体制の充実

- ・公立黒川病院と地域の医療機関との連携により、日常の安心できる医療体制の構築を進めます。
- ・かかりつけ医の利用を促進し、適切な救急医療や総合医療の利用について啓発していきます。
- ・感染症などに備え、保健所や黒川医師会等と連携していきます。
- ・救急医療及び総合医療を担う病院の誘致に積極的に取り組みます。

② 国民健康保険制度の適切な運営

- ・国民健康保険制度の適切な運営を図るため、医療費の適正化や的確な収納対策に努めます。
- ・国民健康保険制度の都道府県単位化により、宮城県との共同による国民健康保険事業の円滑な運営を図ります。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
医療に対する市民満足度の向上	23.4%	25.0%

※企画政策課「市民アンケート」

2-1 障がい者支援



《現況と課題》

- ・障がい者を取り巻く制度の大きな変化の中、障がい者本人や介護者の高齢化、重度化、重複化などへの対応が迫られています。
- ・相談支援体制については、各種ニーズに対応し、計画相談、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等重層的な仕組が構築されていますが、さらなる総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材的育成等、各種機能の強化・充実が求められています。
- ・障がい者が自立した社会生活を送れる地域社会が求められており、福祉サービスの基盤整備はもとより、就労に対する支援などを含めたシステムづくりも求められています。
- ・障がい者が自立した日常生活や社会生活を送るためには、介護者の障がいに対する理解を深め、具体的な対応を施していくことが重要であり、そのため、将来的なライフプランを組み立てることが必要です。そして、介護負担の軽減のみならず、介護者が自身の人生を自分らしく生きることができるよう、精神的なフォローを含めた支援体制が求められています。
- ・富谷市地域防災計画に基づき、地域との強い連携のもと、災害時の安否確認や支援体制の整備が必要です。

《施策目標》

障がい者も自立して地域とともにつながるまちづくり

《施策方針》

- 障がい者が自分らしい生活を営める環境づくりを進めます。
- 障がい者を地域で支援する体制を確立し、障がい者を抱える家族への支援に取り組みます。

第3編第2章

高齢者も障がい者も安心して暮らせるまちを創ります

《施策内容》

①障がいを持つ方の働く場の確保

- ・障がい者の法定雇用率の周知啓発を図り、関係機関と連携しながら、障がい者の雇用促進を積極的に進めます。
- ・障がい者に対する差別の禁止など、事業者に義務付けられている事項の普及啓発を図り、障がい者が安心して就労できる場の拡充に努めます。
- ・就労移行支援並びに就労継続支援(A型、B型)事業所の開所運営が図れる支援に努めます。

②ニーズに応じた障がい者福祉の充実

- ・「富谷市障がい者計画・第6期障がい福祉計画」に基づき、障がい者が慣れ親しんだ地域での生活が継続できるよう、ニーズに合った多様な福祉サービスを整えていきます。また、多様な福祉サービスの提供できるよう、事業者支援を実施していきます。
- ・「第2期障がい児福祉計画」に基づき、早期療育や相談体制の充実等、障がい児の子育て支援をサポートします。
- ・地域社会で障がい者が、共に生活できる環境の整備を進めるとともに、スポーツやレクリエーション活動等を通じて多様な交流機会の拡充に努めるなど、障がい者の社会参加を進めていきます。
- ・富谷市地域防災計画に基づき、災害などの非常時の備えとして、障がい者や高齢者等の避難行動要支援者名簿への登録を進め、防災関係機関や地域と連携した安否確認と災害救助体制の整備に努めます。

③障がい者差別解消の推進

- ・日常生活の不安を取り除き、自立した生活を送るため、各種相談体制の充実や情報提供を進めていきます。
- ・市民及び市職員の意識の啓発を図り、障がいに対する理解が深まる取組を進めていきます。

④家族の精神的負担の軽減

- ・障がい者の保護者や介護者が、障がいの特性を適切に捉えて具体的な対応が取れるよう、情報の提供や研修のほか、介護者同士の情報交換会などを実施します。
- ・障がい者や保護者、介護者が生涯安心して暮らせるよう、自らライフプランづくりを進められる環境を整え、指定相談支援事業所と連携を図りながら支援強化していきます。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
就労移行支援・就労継続支援事業所数	6事業所	8事業所

2-2 障がい者・高齢者支援



《現況と課題》

- ・高齢者や障がい者の健康保持の増進や社会参画を推進していく必要があります。
- ・高齢者や障がい者の社会参画を進めるためには、安心して利用できる公共施設や道路、交通機関への取組も重要になります。
- ・高齢者や障がい者が住み慣れた地域で暮らすためには、安全で安心して利用できる移動への支援を行う必要があります。

《施策目標》

高齢者や障がい者の安全安心な移動を守るまちづくり

《施策方針》

- 高齢者や障がい者の外出を支援し、交通面から生活を支えていきます。

《施策内容》

① 高齢者・障がい者外出支援乗車証「とみぱす」の円滑な運営

- ・高齢者、障がい者を対象として実施している、IC カード乗車証「とみぱす」の円滑な運用を図り、社会参画と安全安心な移動を支援することにより、高齢者、障がい者の生活を支えていきます。

第3編第2章

高齢者も障がい者も安心して暮らせるまちを創ります

②交通弱者対策の推進

- ・重度の障がいや要介護状態の方を対象にタクシー利用料金の一部を助成し、日常生活の利便性向上と社会活動の範囲の拡大を図ります。
- ・高齢者や障がい者等の交通弱者の利用者ニーズと民間路線バスとの効果的な乗り継ぎなどを踏まえながら、運行路線や運行頻度などに配慮した利便性の高い市民バスの運行に努めていきます。
- ・身近な生活道路の安全性、利便性、快適性の向上を図るため、歩道のバリアフリー化や道路交通安全環境の充実、道路側溝の有蓋化、適切な除融雪に努め、人にやさしい道づくりを進めていきます。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	基準値（令和7年度）
高齢者・障がい者外出支援乗車証「とみぱす」交付率	40.3%	50%
重度障がい者等福祉タクシー利用券助成事業交付率	34.5%	50%

3-1 家族コミュニティ



《現況と課題》

- ・ライフスタイルの多様化による核家族化の進展により、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の方々の中には、生きがいの希薄化や老後の生活に不安を感じている方もいます。
- ・親元を離れて独立した子育て世帯では、子育てに関する精神的・体力的・経済的・時間的負担を感じているとともに、女性の働き方にも制約がかかり、積極的な社会参加に支障をきたしているケースも多く見られます。
- ・幼少期からさまざまな大人との触れ合いや、多くの体験をすることが、子どもの豊かな心の醸成につながります。
- ・三世代の同居、近居による高齢者の安心な暮らしと生きがいの保持・増進、また、子育て世代の負担軽減による女性の社会進出の推進、そして、高齢者との交流による子どもたちの心豊かな情操の育みに資する、ふるさと富谷で幅広い世代が互いに交流し支え合う環境の創出が求められます。

《施策目標》

三世代がつながり支えあうまちづくり

《施策方針》

- 三世代が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

第3編第3章

身近なコミュニティがみんなの支えになるまちを創ります

《施策内容》

①三世代が同居・近居できる環境整備の推進

- ・全ての世代が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、子育て世代が安心して就業や子育てを行える環境整備を図るとともに、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる環境整備を図ることで、三世代が同居・近居できる環境整備を進めていきます。

②待機児童ゼロなどの子育てをしやすい環境づくり

- ・保育施設の増設等により待機児童ゼロの継続を目指すとともに、児童クラブ棟の環境整備や子ども医療費助成の継続など、子育てがしやすい環境づくりを行っていきます。

③高齢者が安心して暮らせる環境づくり

- ・高齢者支援事業や「とみばす」等の交通支援事業の推進により、高齢者が心身ともに安心して暮らせる環境づくりを推進していきます。

④雇用の場の創出

- ・企業誘致による雇用の場の創出を図るとともに、就業環境の充実を図り、女性や高齢者が働きやすい環境づくりを行っていきます。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
市民の定住意向の向上	88.0%	90.0%

3-2 地域コミュニティ



《現況と課題》

- ・生活の拠点であるそれぞれの地域で、地域住民や町内会、民生委員・児童委員、NPO 法人（特定非営利活動法人）、社会福祉法人、行政等の様々な人達が助け合って、保健と医療を含めた地域資源を活用しながら、誰もが自分らしい生活を安心して送れることを目的として地域福祉を推進しています。
- ・近年ではライフスタイルの多様化や核家族化、高齢化の進展等により地域で支えあう力が低下しています。
- ・地域福祉への取組は、住民意識の多様化に伴う生活形態の変化にも対応できる柔軟性が求められています。
- ・地域福祉の推進には、自助・互助・共助・公助に基づくバランスの取れた取組の推進が必要です。
- ・住民一人ひとりが地域に目を向け、自主的に人と人とのつながりを持ち、支援が必要な人を支える仕組（地域福祉コミュニティ）を創り出していくことが重要です。

《施策目標》

市民がみんなで支え守るまちづくり

《施策方針》

- 地域の方を地域の方が支える仕組づくりを進めます。

第3編第3章

身近なコミュニティがみんなの支えになるまちを創ります

《施策内容》

①共に支える地域づくりの推進（再掲）

- ・地域の幅広い世代の人が気軽に集い、情報交換や各種ワークショップ等の多様な機能を持つ地域交流拠点「街かどカフェ」の開催地区の拡大を図り、地域の方を地域の方が支える仕組づくりを推進します。
- ・町内会の理解と地域サポーターの支援のもと開催している「ゆとりすとクラブ・サロン」の増設に努め、高齢者の交流と介護予防を推進するとともに、地域の高齢者を地域の方が支える市民主体の地域づくりを支援します。
- ・認知症の高齢者の暮らしの安心と、地域の方々の認知症に対する理解と見守り・支援を図るため、「認知症学びの講座」の充実、認知症サポーターの養成推進など、認知症対策を強化し、認知症にやさしい地域づくりを推進します。
- ・介護者の情報交換や交流会を通じて、介護負担の軽減や介護家族同士の支え合いへの支援を継続していきます。
- ・富谷市地域防災計画に基づき、災害などの非常時の備えとして、民生委員児童委員をはじめとする地域の方々の協力を得ながら、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者名簿への登録を進め、地域と連携した安否確認と災害救助体制の整備に努めます。
- ・各事業に共通した取組として、新しい生活様式を守りながら、感染症予防に努めます。
- ・介護予防事業の担い手として、運動サポーターや生活支援員の養成を推進していきます。

②地域福祉ネットワークづくりの推進

- ・富谷市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、町内会等の地域の社会資源のネットワークと協働連携により、地域で福祉を支える体制の充実を図っていきます。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
地域交流拠点「街かどカフェ」の開催箇所数	4 地域	6 地域
ゆとりすとクラブ・サロンの開催箇所数	22 か所	24 か所

3-3 地域活動



《現況と課題》

- ・高齢化社会の進展により、介護を必要とする高齢者の数は今後も増加していくものと予想されます。
- ・高齢者や障がい者の生活に関わる問題に限らず、社会経済情勢の変化に伴い、近年では生活の困窮や心の病など、多岐に渡る支えを必要とする人達が増えています。
- ・元気な高齢者に対する地域福祉は、地域住民や町内会等が主体的に触れ合い、支え合うことが基本となりますが、介護や支援を必要とする高齢者や一人暮らし高齢者、高齢者世帯の方々には、民生委員や NPO 法人、社会福祉法人、行政等が積極的に支援していく必要があります。
- ・地域福祉の推進のためには、地域住民、町内会、社会福祉協議会、関係団体等との協働による環境づくりが必要です。
- ・雇用情勢の変化等に伴う生活困窮や、そこから波及する家族関係の悪化、虐待問題など、社会福祉の問題は複雑多岐にわたっており、担当する職員の専門的な知識や相談技術の習得が求められています。

《施策目標》

相互扶助の心で地域活動を育むまちづくり

《施策方針》

- 地域福祉を支え、担う人材の育成を推進していきます。
- 地域で支援を必要としている方々が相談できる体制や事業推進体制を整備していきます。

《施策内容》

①地域の人材の育成と活用

- ・富谷市社会福祉協議会と連携しながら、総合的な地域福祉をコーディネートする人材の育成を進めていきます。
- ・市民のボランティア意識の醸成に向けて、福祉教育などの取組と、地域を支えるサポーターの養成などに努めていきます。
- ・小中学校の福祉ボランティア体験などにより、福祉教育の充実を図っていきます。

②相談事業の推進

- ・保健福祉総合支援センターや庁内の相談窓口、その他関係機関との連携に努め、相談事業を推進していきます。

③援助体制の強化

- ・高齢者・障がい者の権利擁護のため、虐待の防止や成年後見制度利用の支援と福祉サービス利用の援助体制を強化していきます。
- ・生活困窮者や権利擁護など、社会的に援護を要する人の自立と社会参加を支援する体制づくりに努めます。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
富谷市社会福祉協議会へのボランティア登録者数	876 人	1,000 人

第4編 市民の思いを協働でつくるまち！

第1章

日常生活が安全で
包まれたまちを創ります

1-1 防災・救急・消防

不測の事態でも安心をつなぐまちづくり

1-2 防犯・交通安全・消費生活

安心な暮らしをみんなで守るまちづくり

1-3 人権尊重・男女共同

多様な立場や考え方を尊重し市民をつなぐまちづくり

第2章

持続可能な都市環境が
ブランドになるまちを創ります

2-1 環境衛生

資源循環をシティブランドとして誇る4Rのまちづくり

2-2 省エネ・自然エネ

地球環境への貢献につなぐエネルギー地産地消のまちづくり

第3章

健全なまちづくりに向けて
みんなが協働する
まちを創ります

3-1 住民参加・協働

市政運営にみんなの知恵と力を活かすまちづくり

3-2 行財政経営

未来に不安のない健全経営でつなぐまちづくり

1-1 防災・救急・消防



《現況と課題》

- ・東日本大震災を教訓として、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念として、防災基盤整備の向上、被災住民の支援、住民の防災に対する意識向上の3点を重点課題に、自助・共助・公助の連携を強化しながら防災・減災対策を進めています。
- ・近年各地で甚大な被害を及ぼしている台風、集中豪雨、その他の自然災害に対しても、防災への関心や意識が高まりつつあり、災害が発生した際に、二次災害を未然に防ぐための取組が求められています。
- ・消防組織については、黒川地域行政事務組合で共同処理しており、本市には富谷消防署が設置されていますが、さらなる常備消防体制の充実・強化が望まれています。
- ・地域の消防力を高めるため、消防団や婦人防火クラブを組織していますが、人員の確保等の課題があり、地域に根ざした消防力のさらなる強化・充実に努める必要があります。

《施策目標》

不測の事態でも安心をつなぐまちづくり

《施策方針》

- 自助・共助・公助の連携体制を強化し、防災・減災体制を確立します。
- 救急・消防体制の連携強化を図り、安全・安心なまちづくりを推進します。

《施策内容》

①地域コミュニティによる自主防災組織の育成推進

- ・自然災害等に迅速に対応するため、自助・共助・公助の連携による防災・減災体制の確立を目指します。
- ・地域防災訓練や宮城県防災指導員養成講習等への積極的参加を促し、地域の防災リーダー育成を推進します。
- ・地域コミュニティの醸成を図るとともに、全ての町内会における自主防災組織の立ち上げを支援・推進し、地域の防災力向上を図ります。

②減災に向けた取組強化

- ・災害発生時に、防災行政無線や緊急速報メール、SNS 等、多様な通信手段を活用し、市民へ正確な情報を迅速に伝達する体制を整備します。
- ・非常用食糧や生活物資、燃料の供給に関する災害協定を進め、災害時の供給体制を強化します。
- ・地域と学校、行政が連携した、効果的な総合防災訓練の実施を図ります。
- ・新型コロナウイルスを含む感染症の予防に対応した避難所における運営を図ります。

③耐震構造化への取組強化

- ・大規模地震での家屋被害を最小限に止めるため、昭和 56 年以前に建築された木造住宅の耐震診断の実施を支援していくとともに、耐震改修工事を促進していきます。
- ・通学路や避難路の沿道を中心に、倒壊の危険性のあるブロック塀の除去や生垣等への切替等を促進していきます。
- ・橋梁の耐震化や危険箇所の調査、改修を促進するとともに、災害発生時には迅速な復旧活動に努めます。

④消防力の強化

- ・富谷消防署及び黒川消防署の組織体制や施設等の充実に働きかけ、救急消防体制の強化を推進します。
- ・富谷市消防団の消防施設や消防ポンプ設備等の整備、団員の確保対策と育成に努め、地域防災力の中核を担う消防団の充実強化を図ります。
- ・富谷消防署及び黒川消防署と富谷市消防団の協力連携体制を推進し、富谷市の消防力を強化します。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和 7 年度）
自主防災組織の設立数	38 町内会	全町内会
富谷市消防団員充足率	91.6%	100%
耐震診断士派遣事業申請件数	－	30 件（累計）

第4編第1章

日常生活が安全で包まれたまちを創ります

1-2 防犯・交通安全・消費生活



《現況と課題》

- ・本市には、富谷交番、成田交番が設置されており、警察や防犯協会を中心とした青少年の非行防止を含む地域ぐるみの防犯活動を展開しています。
- ・犯罪のない安全・安心な地域社会を実現するためには、これまで以上の防犯体制の充実・強化と、市民一人ひとりが自ら犯罪を防止する意識を持ち、地域が一体となった防犯環境づくりが必要です。
- ・住宅団地開発や大規模商業施設の立地等により、本市の交通環境は大きく変貌しており、恒常的な渋滞の緩和とともに交通事故抑止対策は大きな課題となっています。
- ・交通弱者といわれる子どもや高齢者が関係する事故が多く、その中でも高齢ドライバーが加害者になる事故が増加しています。
- ・交通安全施設の充実とともに、地域・学校ぐるみの交通安全活動、交通ルールの遵守やマナーの徹底などの取組が必要となっています。
- ・振り込め詐欺やフィッシング詐欺等により、高齢者が被害者となる事案が依然として増加しています。また、架空請求やインターネット、スマートフォンの普及に伴う通信販売、ネットショッピングのトラブルの増加等、消費者を取り巻く環境の変化に伴い、消費者問題も複雑・多様化してきています。
- ・消費者トラブルを未然に防ぐためには、問題事例やその解決方法について広く情報発信し、家庭や地域ぐるみの見守り体制を強化する必要があります。本市では、消費生活相談窓口の開設等により、消費生活問題に関する相談・啓発を行っています。

《施策目標》

安心な暮らしをみんなで守るまちづくり

《施策方針》

- 安全で住みよい地域づくりに向けて、防犯体制と交通安全対策を充実・強化していきます。
- 消費生活者の安全・安心の確保を促進していきます。

《施策内容》

①防犯体制の確立と環境整備

- ・警察機能の充実強化を要望し、市民の安全・安心な生活環境の確保を進めていきます。
- ・地域が主体となる防犯体制の確立に向けて、地域の自主防犯組織の育成や地域コミュニティ活動等の支援を進めていきます。
- ・犯罪予防に向けて、市民防犯意識の高揚を図るとともに、防犯カメラの設置、防犯灯及び街路灯等の整備・改修等を進め、防犯環境の向上に努めます。

②地域ぐるみの交通安全運動の展開

- ・県や警察組織、交通安全協会等の関係機関との連携により、高齢者や児童・生徒を中心とした交通安全教室の実施や各家庭・地域・職場等における交通安全思想の普及に努め、市民総参加の交通安全運動を展開していきます。
- ・交通安全指導員の人材確保や教育訓練に努め、交通安全指導体制の充実強化を図ります。

③交通危険箇所の改善措置

- ・大和警察署等の関係機関と連携し、通学路等を中心とした交通危険箇所の点検に努め、交通危険箇所の解消と改善を図ります。
- ・冬期の路面凍結や積雪等による、車両や歩行の危険を極力解消するよう、迅速な除雪や融雪に努めていきます。

④消費生活保護の充実強化

- ・広報紙やホームページなどを活用し、消費者問題に関する注意喚起や被害防止策等の情報提供に努め、健全な消費生活の啓発を図るとともに、消費者被害の未然防止に努めていきます。
- ・消費者を取り巻く環境変化に伴い、複雑化・多様化する消費者相談に対応するため、国民生活センター等の関係機関と連携し、消費生活相談窓口の充実強化に努めていきます。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
通年防犯パトロール実施町内会数	11 町内会	16 町内会
交通事故発生件数	96 件	90 件以内

第4編第1章

日常生活が安全で包まれたまちを創ります

1-3 人権尊重・男女共同



《現況と課題》

- ・人権擁護委員や社会福祉協議会等と連携しながら、差別のない人権尊重の社会づくりを進めています。
- ・法の下での平等の原則に基づき、共に生きる社会の実現を目指した取組が必要です。
- ・人権に対する正しい理解を認識するためには、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、身近なところから見つめ直すことが重要であり、家庭、学校、地域、行政などが相互に連携しながら、人権教育の推進や意識の拡大などに一層努力していく必要があります。
- ・国際化の進展に伴い、外国人市民が暮らしやすい環境づくりが求められています。
- ・市内で異なる地域に居住している市民同士の交流の場が求められています。
- ・「富谷市男女共同参画推進条例」及び「富谷市男女共同参画基本計画」に基づき、男女が互いに尊重し、責任を分かち合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会参画を推進しています。
- ・本市では、地方自治法に基づく審議会等の女性委員の比率が全国的にも高い水準で推移していますが、社会全体としてみた場合には、依然として固定的な性別役割分担意識等が、男女共同参画社会の一層の進展を妨げる要因となっていることから、引き続き啓発活動を進めていく必要があります。

《施策目標》

多様な立場や考え方を尊重し市民をつなぐまちづくり

《施策方針》

- 人権尊重の意識の啓発に努め、多様な絆で結ばれた地域の実現を目指します。
- 生き活きた社会の実現に向けて、男女共同参画を進めていきます。

第4編第1章

日常生活が安全で包まれたまちを創ります

《施策内容》

① 人権教育の推進と人権相談体制の充実

- ・人権問題について、市民一人ひとりが正しく理解し、差別や偏見の解消を図るため、地域活動や学校教育などを通じて人権教育の推進と意識の高揚を図ります。
- ・人権擁護委員や富谷市社会福祉協議会などの関係機関と連携・協力し、人権相談体制の充実強化に努めます。
- ・DV（ドメスティックバイオレンス）やセクシャルハラスメントなどの被害者をケアしていくとともに、未然に防ぐための取組を進めていきます。

② 異なる文化や生活習慣を持つ人達との交流の推進

- ・地域で暮らす外国人等の持つ異なる文化や多様性を受け入れ、尊重することが出来るよう、幼稚園や小学校でのユネスコ教育の充実を図るほか、多文化共生に関する意識の啓発に取り組みます。
- ・各種イベントや交流事業をととして、継続的な国際交流について検討していきます。

③ 市民の交流と融合の推進

- ・レクリエーションや各種イベントなど、市民が年齢・性別・居住地域・居住年数等の違いを越えて、一体的な絆を育んでいくための交流・融合事業を推進していきます。

④ 男女共同参画の推進

- ・富谷市男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の形成による生き活きた社会の実現に向けて、男女の意見がバランス良くまちづくりに反映されるよう、各種審議会等への女性の登用を積極的に推進していきます。
- ・あらゆる世代の市民が、子育て、介護、ハラスメント、性的指向・性自認などのテーマにおいて、男女共同参画の重要性についての認識を継続的に深めることができるよう、普及啓発の充実を図っていきます。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
審議会等委員への女性登用率 (地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく審議会等委員)	48.8%	50.0%

2-1 環境衛生



《現況と課題》

- ・可燃ごみについては、平成 17 年 4 月から仙台市に処理を委託しています。
- ・不燃ごみについても、仙台市石積埋立処分場での処理を委託しており、仙台市とごみ処理の連携を図っています。
- ・粗大ごみについては、富谷市清掃センターで処理を行っています。
- ・1 人 1 日あたりのごみの排出量については、減少傾向にある一方、リサイクル率については低下傾向にあります。
- ・「富谷市環境美化の促進に関する条例」に基づき、市民総ぐるみの一斉清掃や空き地の除草などに取り組んでいます。

《施策目標》

資源循環をシティブランドとして誇る 4 R のまちづくり

《施策方針》

- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進が、豊かな自然環境や良好な居住環境として享受される（リターン）資源循環型の環境にやさしい 4R のまちづくりを推進します。

《施策内容》

①ごみ処理の適正化

- ・富谷市一般廃棄物処理基本計画に基づき、関係機関と連携しながら適正処理を進めます。
- ・ごみ集積所の維持管理やゴミ出しルールの遵守に関する啓発を地域と連携しながら進めていきます。
- ・資源化も考慮した分別・処理工程の見直しを図るなど、経済性にも十分配慮した、効率的で適正なごみ処理システムの構築を目指すとともに、新たなリサイクル処理施設整備について検討していきます。

②ごみの排出抑制と再資源化

- ・リデュース、リユース、リサイクルの 3R を地域とともに取り組むことで、豊かな自然環境や良好な居住環境が維持され、市民の生活に帰ってくる（リターン）、「3R+1R」のまちづくりを推進していきます。
- ・各家庭、事業所等から排出されるごみについては、分別徹底の協力を積極的に呼びかけていくとともに、集団資源回収への参加や使用済小型家電の資源回収等、ごみの減量化・資源化を働きかけていきます。
- ・買い物の際のマイバッグの持参や包装辞退などの有効性を啓蒙し、ごみの排出抑制に取り組んでいきます。

③環境美化の推進

- ・「富谷市環境美化の促進に関する条例」に基づき、市民への一斉清掃への参加を積極的に呼びかけ、市民との協働による美しいまちづくりへの取組を進めていきます。
- ・美しいまちづくりの維持・向上のため、不法投棄防止の啓発を進めていきます。
- ・市民の日常の安全や環境衛生の観点から、空き地の除草、ペット飼育のマナーの徹底、狂犬病予防等への取組を積極的に働きかけていきます。

④空き家対策の推進

- ・「富谷市空き家等対策計画」に基づき、市内空き家の適正管理を所有者に促し、市内の景観や防犯性の向上に努めます。
- ・利用しなくなった空き家の利活用を進めるため、所有者や民間事業者との連携を図りながら、様々な取組を行っていきます。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
1人1日あたりのゴミ排出量	946g	856g

2-2 省エネルギー・自然エネルギー



《現況と課題》

- ・地球温暖化等による気候変動が世界的な問題となっており、原因となる二酸化炭素の排出削減が課題となっています。
- ・省資源、省エネルギー等の環境負荷の軽減に向けた取組を進めるとともに、啓発を継続的に実施し、一人ひとりの行動が変化するように意識付けを行う必要があります。
- ・エネルギー対策を、地域経済の活性化や新たな雇用の創出につなげるとともに、快適な住環境の構築や防災環境の高度化に資するよう、エネルギーを地域で生み出し、地域で活用する「エネルギーの地産地消」の取組について検討していくことも求められます。

《施策目標》

地球環境への貢献につなぐエネルギー地産地消のまちづくり

《施策方針》

- 環境にやさしいシティブランド化に向けて、環境負荷軽減への取組を推進します。
- エネルギーを地域で生み出し、地域で活用するエネルギー地産地消について検討していきます。

第4編第2章

持続可能な都市環境がブランドになるまちを創ります

《施策内容》

①低炭素社会形成に向けた取組

- ・地域新エネルギービジョン、省エネルギービジョンに基づき、家庭や企業、行政への省エネルギー化を啓発していくとともに、水素社会の実現に向けた環境教育や普及啓発の実施、「富谷市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」による、太陽光などの再生可能エネルギーの適切な普及促進を図り、低炭素社会の形成を進めていきます。
- ・地球温暖化対策の推進の一環として、省電力化に向けた公共施設や街路灯などへの LED 光源導入を継続して進めていきます。

②公害発生防止に向けた取組

- ・騒音や振動、大気汚染、水質汚濁などの公害対策や発生防止に向けて、関係機関と連携しながら対策を進めていきます。

③エネルギー地産地消を目指した取組の検討

- ・環境負荷の低減に資するほか、快適な住環境の構築や地域経済の活性化、新たな雇用の創出などが期待されるため、エネルギーを地域で生み出し、地域で活用するエネルギー循環型の「エネルギー地産地消」の取組について積極的に検討していきます。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
省エネルギーや環境保全に対する市民満足度の向上	14.1%	18.0%

※企画政策課「市民アンケート」

3-1 住民参加・協働



《現況と課題》

- ・行政情報を広報紙やホームページ、SNS などを活用し、情報の公開・共有に努めています。
- ・計画等の策定に際し、市民参加の各種審議会等で広く市民の意見を把握し、計画内容に反映させるためのアンケート調査やパブリックコメント等の住民参加機会を設けています。
- ・市民活動への支援に関しては、福祉や文化、地域間交流等に取り組む団体や組織に対する支援に努めています。
- ・ライフスタイルの変化や核家族化、単身世帯の増加等を背景に、町内会活動への関心の低下も見られますが、防災対策や環境維持、住民同士の交流や支え合い等、地域の課題を解決する地域コミュニティの役割が益々重要になるとともに、大きな期待も寄せられています。
- ・「とみふら」など、市民の活動拠点を中心に、まちづくりにおける様々な分野において、市民の公益的な活動が活発に行われています。市民の公益的な活動をさらに促進していくために、関係機関や庁内での情報の共有化を進めながら、的確に支援していくことが求められています。
- ・若い世代のまちづくりに対する関心を高め、あらゆる世代の市民が政策形成や地域課題解決などに気軽に参画できる環境づくりが求められています。

《施策目標》

市政運営にみんなの知恵と力を活かすまちづくり

《施策方針》

- 住民参加と市民協働を進めるため、市民と行政をつなぐ情報共有を徹底していきます。
- 市民と行政のパートナーシップを構築するとともに、住民主体の多様な活動を支援していきます。

《施策内容》

①広報や広聴機能の充実

- ・広報アンケートの活用等により、広報とみやの内容を充実させ、読みやすい紙面づくりに努めていきます。
- ・市政懇談会等をはじめ、市政に反映するための多様な情報収集体制の構築と充実を図っていきます。
- ・広報紙やホームページ、SNS などの一層の充実を図り、市民の暮らしにつながる行政情報を発信するとともに、市内外へ本市の魅力の積極的な PR に努めます。
- ・子どもや高齢者をはじめとする、情報通信へのアクセス手段を持たない方への情報格差が生じないよう、多様な媒体による情報提供の運用を検討していきます。

②計画づくりへの市民参加の推進

- ・市政懇談会の実施など、市民がまちづくりに関する意見を述べやすい機会と環境をつくれます。
- ・まちづくり等に関する計画策定の際には、市民の意見を幅広く計画に反映していくものとし、アンケート調査やパブリックコメント等の市民参加の多様な機会を用意するとともに、市民が参加しやすい環境づくりを進めていきます。
- ・市民参加のまちづくりを推進するため、職員意識の高揚を図り、市民への積極的な情報発信に努めていきます。

③多様な主体による協働の推進

- ・（仮称）富谷市協働のまちづくり推進指針に基づき、まちづくりの担い手となる市民や団体、企業、市などの多様な主体が、連携・協力しながらまちづくりに取り組むことができるよう、多様な主体の活動等に関する情報の収集や発信、交流の促進など、協働推進のための仕組づくりを進めていきます。
- ・「とみやわくわくミーティング」など、子どもや若者をはじめ、あらゆる世代の市民や団体、企業などが気軽にまちづくりに参画できる機会を創出し、まちづくりの担い手同士の連携と協働の取組を促進していきます。

④地域コミュニティ活動の活性化への支援

- ・町内会の活動拠点である町内会館について、修繕等を計画的に実施していきます。
- ・町内会の活動支援や担い手の育成など、町内会を核とした地域コミュニティ活動の活性化を支援していきます。

⑤公益的な活動への支援の充実

- ・市民活動団体等が公益的な活動を続けるために必要な情報の提供や相談機能の充実を図り、活動拠点の確保や人材育成等について支援していきます。
- ・市民活動を支援する組織等の連携強化を図るとともに、公益的な活動を総合的に支援する中間支援の仕組づくりを進め、市民が活動しやすい環境を整備し、市民協働の土壌を広げていきます。

第4編第3章

健全なまちづくりに向けてみんなが協働するまちを創ります

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
まちづくりへの参画のしやすさに対する市民満足度の向上	15.9%	20.0%
地域活動等の活発な取組に対する市民満足度の向上	36.8%	40.0%

※企画政策課「市民アンケート」

3-2 行財政経営



《現況と課題》

- ・本市では、市民サービスの向上と効率的な行財政運営を目指し、健全な財政運営を継続しています。
- ・行政需要は量的に増大するとともに、質的にも多様化・高度化することが予想され、より計画的で弾力的な行財政運営が求められています。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響による市税や交付金等の減収が見込まれるなか、行政需要に対応するための財源の確保が求められます。
- ・近隣市町村との連携をさらに深め、広域的な地域課題の解決や事務の共同処理などを行うなど、広域行政を進めていくことが求められます。
- ・地方分権が進む中、組織が有効に機能するための人材の育成が求められているとともに、複雑・多様化する行政課題に対して市民や関連団体との対話を深め、共に考え、行動できる職員の育成が求められています。
- ・効率的な行政経営を目指し、積極的に行政組織機構の見直しを行ってきましたが、今後はさらに、行政需要の量的・質的变化に対し、的確に対応していける効率的な組織形成を図っていく必要があります。

《施策目標》

未来に不安のない健全経営でつなぐまちづくり

《施策方針》

- 持続可能な行財政運営に向けて、健全で透明性のある行財政経営を推進していきます。
- 効率的で効果的な行政運営に向けて、市職員の意識改革と組織改革を進めていきます。

《施策内容》

①歳入安定化の推進

- ・税収入の安定化及び負担の公平性を確保するため、課税客体の正確な把握に努めるとともに、適正な評価を実施していきます。
- ・税に関する情報提供等により、納税意識の高揚に努めるとともに適切な徴収を行い、収納率を向上させていきます。
- ・地場産品の活性化、自主財源の確保を図るため、ふるさと納税制度を推進します。

②健全な行財政経営の推進

- ・的確な収入の見通しのもとで効率的に財源を配分し、義務的経費や一般行政経費の支出抑制を図りながら、積立基金の有効活用を通じ、新たな行政需要に対応できる弾力的な財政構造を維持していくことで、持続可能な行政経営を進めていきます。
- ・実施計画を起点とした予算編成に継続的に取り組み、予算編成から決算までの一体的な財政運営を進めます。
- ・限られた人的資源を効率的に活かす組織体制の構築や、職員の資質向上に努め、創造的かつ効果的な行政施策を推進します。
- ・庁議を効果的に運営し、政策決定の迅速化や情報共有など、スピード感のある市政運営を進めていきます。

③情報公開の推進

- ・公正で透明性のある行財政運営を行っていくため、積極的な情報発信に努めていきます。
- ・情報公開制度に基づく開示請求、開示の実施等の適正な運用に努めていきます。

④行政事務のデジタル化の推進

- ・RPA や AI などを含めた情報通信技術を活用し、市民の利便性の向上と安全・安心を実感できるまちづくりに向けた取組について検討していきます。
- ・住民サービスの向上と、安定的な業務遂行を図るため、クラウドサービスやデータセンターを積極的に活用するなど、サービス環境の整備を進めます。

⑤行財政改革の推進

- ・健全な財政運営や効率的な行政経営に向けて、市民目線での行財政改革に努めます。
- ・国、県、近隣市町村との連携・協力を推進し、広域的な行政経営を推進します。

⑥職員の育成と組織体制の整備

- ・市が抱える行政課題に的確かつ迅速に対応できるよう、より高い専門知識を持ち、多くの分野に対応できる人材育成を図っていきます。
- ・職制に応じた研修の実施等により、職員の資質向上を図っていきます。また、若手職員の育成にあたっては、計画的な人事異動と部課内での OJT 等による幅広い視野と能力の育成に努めていきます。

第4編第3章

健全なまちづくりに向けてみんなが協働するまちを創ります

- ・適正な人事評価の実施と適材適所を進め、職員モラルの向上に努めていきます。
- ・市民満足度を高めるため、電話対応や窓口対応等の接遇力の更なる向上を図ります。
- ・複数部署の担当分野にまたがる行政課題に対しては、全庁的体制で適切に対応していきます。
- ・複雑・高度化する行政課題に対し、効果的な行政運営を推進するため、必要に応じて組織機構の見直しを行います。

《成果目標》

指 標	成果目標	
	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
財政健全化判断比率4指標の基準内確保	適正基準内	基準内維持
経常収支比率	90.8% ※	93.8%以内
市税収納率	98.3%	98.5%

※令和元年度決算数値

